

第6回研究会資料

～コンテンツ関係討議(1)～

【目次】

I 通信・放送の「コンテンツ規律」(全体像)

| | |
|----------------------------------|---|
| I-1 通信・放送の定義と「コンテンツ規律」 | 3 |
| I-2 放送番組規律とインターネット上の違法・有害情報対策の比較 | 4 |
| I-3 放送番組規律とインターネット上の違法・有害情報対策の現状 | 5 |
| I-4 規律の現状 | 6 |
| (参考) 憲法の「表現の自由」と「通信の秘密」 | 7 |

II 放送規律について

| | |
|----------------------------|----|
| II-1 放送法に規定される放送規律とその適用関係 | 9 |
| II-2 放送番組編集に対する規律の枠組み | 10 |
| (参考1) 日本民間放送連盟放送基準(概要) | 11 |
| (参考2) 放送番組審議機関 | 12 |
| II-3 訂正・取消放送、放送番組の保存 | 13 |
| II-4 放送規律の適用の考え方(国会・政府見解) | 14 |
| II-5 放送規律の適用の考え方(学説) | 16 |
| II-6 放送を類型に区分し規律することに関する学説 | 17 |
| (参考1) マスメディア集中排除原則について | 18 |
| (参考2) 放送の公共性に着目した主な規律 | 20 |
| (参考3) 地上放送の再送信に係る規律等 | 21 |

III インターネット上の違法・有害情報対策について

| | |
|----------------------------------|----|
| III-1 違法・有害情報対策の枠組み(全体像) | 23 |
| III-2 プロバイダ責任制限法の概要 | 24 |
| (参考) 迷惑メール法の概要 | 25 |
| III-3 民事権利侵害に関するガイドラインの概要 | 26 |
| III-4 社会的法益を侵害する情報に対応するガイドラインの概要 | 27 |

| | |
|-----------------------------------|----|
| III-5 違法・有害情報への対応に関する契約約款モデル条項の概要 | 28 |
| III-6 青少年に有害な情報に対するフィルタリング対策 | 29 |
| (参考1) 違法情報に関連する法令(発信者関係) | 30 |
| (参考2) 違法情報に関連する法令(プロバイダ関係) | 31 |
| III-7 最近の違法・有害情報の発生状況と国民の意識 | 32 |
| (参考1) 違法・有害情報問題事案の例 | 33 |
| (参考2) 無料動画配信サービス・検索サービスの動向 | 35 |
| III-8 「公然性を有する通信」と表現の自由に関する学説 | 36 |

IV 諸外国の状況(コンテンツ関係)

| | |
|---|----|
| IV-1 諸外国のコンテンツ関連制度の枠組み(イメージ図) | 38 |
| IV-2 米国のインターネット上の違法・有害情報規制(通信品位法等) | 39 |
| IV-3 EU 視聴覚メディアサービス指令案(その後の審議状況等) | 40 |
| (参考) ネット映像配信に対する放送規律の適用 | 41 |
| IV-4 フランス・ドイツにおける「公然性を有する通信」の位置づけ | 42 |
| (参考) 「公然性を有する通信」に対する行政上の「コンテンツ規律」 | 43 |
| IV-5 英国「公衆サービス放送」(Public Service Broadcaster) | 44 |
| (参考1) 放送の定義 | 45 |
| (参考2) 放送番組に関する規律(テレビ放送) | 46 |
| (参考3) 地上テレビ放送の「マスト・キャリア」制度 | 49 |

I 通信・放送の「コンテンツ規律」(全体像)

I-1 通信・放送の定義と「コンテンツ規律」

I-2 放送番組規律とインターネット上の違法・有害情報対策の比較

I-3 放送番組規律とインターネット上の違法・有害情報対策の現状

I-4 規律の現状

(参考) 憲法の「表現の自由」と「通信の秘密」

I-1 通信・放送の定義と「コンテンツ規律」

【電気通信】(電気通信事業法第2条第1号)

『有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。』

【公然性を有する通信(特定電気通信)】(プロバイダ責任制限法第2条第1号)

『不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く)』

【(広義の)放送】(電気通信役務利用放送法第2条第1項)

『公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信』

【(狭義の)放送】(放送法第2条第1号)

『公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信』

【有線放送】(有線テレビジョン放送法第2条)

『公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信』

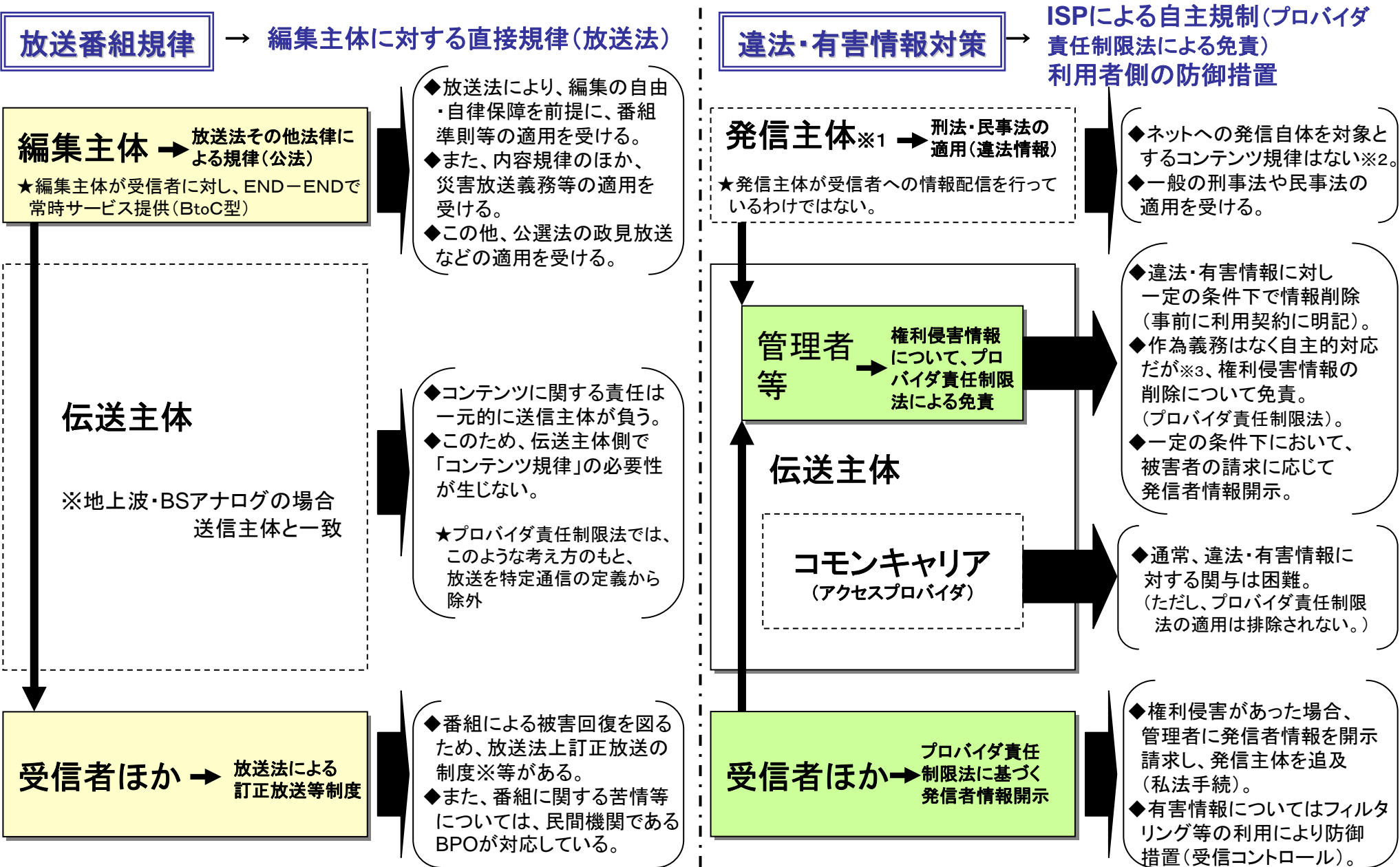
インターネット上の違法・有害情報対策

対象：ISP(特定電気通信役務提供者)

放送番組規律

対象：放送事業者

I-2 放送番組規律とインターネット上の違法・有害情報対策の比較



※ただし、本制度は放送の真実性の保障の理念を具体化するための規定であると解され、放送事業者に対し公法上の義務を定めたものであり、被害者に私法上の請求権を付与する趣旨の規定ではない(最高裁平成16年11月25日第一小法廷判決)。

※1 PtoP型の場合、発信主体と受信者の区分は明確ではない。
 ※2 電波法上、無線通信設備等によりわいせつ通信等を発した者に対する罰則がある(以下同)。
 ※3 ただし、違法情報を放置した場合には、民事・刑事責任を問われる可能性がある。

I-3 放送番組規律とインターネット上の違法・有害情報対策の現状

| 放送 | 項目 | インターネット上の違法・有害情報対策 |
|--|---------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 編集主体 | <p>対象者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● ISP等の「管理者」（ただし削除自体は自主規制であり、作為義務はない） ● このほか、受信者によるコントロール（フィルタリング・レイティング）に対する支援 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 放送法、有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送法、電気通信役務利用放送法 | <p>通信・放送法制上の根拠法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● なし（民事上の責任に関する免責等についてプロバイダ責任制限法、情報削除は自主的対応） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 編集主体が、閉域網を用いてEnd-Endで受信者に対して責任を有する提供形態 ● 映像・音声コンテンツを主として念頭 ● BtoC型（マスメディア型）のコンテンツ配信 ● 誰でも簡単に受信が可能 ● 送信主体の数は限定的、かつ国内が中心 | <p>想定サービス形態</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 発信主体が、主としてオープン網を利用して情報を提供する形態（送信主体も公衆網の一利用者） ● 現段階ではテキスト、静止画像が中心（ただし、映像・音声コンテンツに急速に拡大） ● BtoC型（マスメディア型）、PtoP型（CGM（消費者生成メディア）型）など多様な配信形態 ● 利用にパソコン操作等の理解が必要 ● 送信主体は無数に拡大しうる、かつ国内外に広がる |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 「自律」が保障。番組基準の制定、番組審議会等により自律の担保 | <p>実効性担保措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 違法情報については、最終的には刑事・民事により送信者の責任が追及される ● ISPの情報削除については、違法情報への対応が中心 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 戦前の放送の国家管理を転換し、放送の自律を確保することを主旨として立法 ● 番組準則は放送法制定以降変更されていない。その他についてもS63改正以降大きな変更はなく、成熟 | <p>成立経緯等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 権利侵害情報流通の社会問題化を受け、ISPによる自主的対応を促すため、プロバイダ責任制限法を立法 ● インターネット自体が発展段階にあり、対策も発展途上。（違法・有害情報問題事案も続発） |

I-4 規律の現状

| 放送（一般放送事業者） | 項目 | インターネット上の違法・有害情報対策 |
|---|---------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 放送番組編集の自由・自律の保障により放送による表現の自由確保が規定 放送法1条(目的) 2号「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること」 放送法3条(放送番組編集の自由)「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。」 | 表現の自由の保障 | <ul style="list-style-type: none"> ● インターネットに流通するコンテンツに係る表現の自由保障を特に対象にした規定はない（通信の秘密の保護のみを関係法令で規定） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 番組準則「公安及び善良な風俗を害しないこと」（放送法） | 違法な情報の防止 公序良俗の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ● 以下の違法情報について削除対応（自主規制） <ul style="list-style-type: none"> ・ 名誉毀損・差別情報・プライバシー侵害（民法上の不法行為） ・ 著作権・商標権侵害（著作権法・商標法） ・ わいせつ物等の公然陳列（刑法、児童ポルノ法） ・ 異性交際等の誘引行為（出会い系サイト規制法） ・ 薬物犯罪の実行等を公然、あおり、唆す行為の禁止（薬物関連法規） ※ネットを使ったアダルト画像提供を見せる営業は届出制の対象、ISPに必要な措置を講じるよう努力義務（風営法） ● 公序良俗に反する情報について削除対応（自主規制） <ul style="list-style-type: none"> ※青少年に有害な情報は、フィルタリングによる受信者側のコントロールで対応 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 番組準則「報道は事実をまげないですること」（放送法） | 真実性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ● 名誉毀損などの情報について削除対応（自主規制） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 番組準則（放送法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 政治的に公平であること ・ 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること | 政治的公平・ 論点の多角的解明 | （規律なし） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 番組基準の制定、番組審議会設置義務（放送法） | 自律の確保 | （規律なし） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 広告識別措置、学校向け放送の広告制限（放送法） ● 一般的広告規制（薬事法、薬物関係法規など） | 広告規制 | <ul style="list-style-type: none"> ● 一般的広告規制（薬事法、薬物関係法規など） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 候補者放送、災害放送、字幕番組等義務（放送法） ● 政見放送等（公職選挙法） ● 緊急時等の放送要請・便宜供与など（災害対策基本法、事態対処法、気象業務法、水防法、赤十字法、障害者基本法） | 公共的役割に 基づく規律 | （規律なし） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 訂正・取消放送制度、番組保存制度（放送法） | 受信者等の救済 | <ul style="list-style-type: none"> ● 権利侵害情報削除の申出 ● 発信者情報開示制度 （プロバイダ責任制限法） |

(参考) 憲法の「表現の自由」と「通信の秘密」

通信・放送法制は、憲法上基本的人権として保障されている「表現の自由」「通信の秘密」の確保を重要な保護法益としている。コンテンツ関係の制度のあり方については、特に憲法との関係について慎重な検討が求められる。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

表現の自由の趣旨

- 「思想や情報を発表し伝達する自由」－ 表現の送り手の自由
- 「知る権利」－ 表現の受け手の自由（聞く自由、見る自由、読む自由）
送り手と受け手の非対称性を前提とした議論。個人権的性格（個人の国家からの自由）、参政権的性格（国家への自由）、社会権的性格（国家による自由）の複合的性格を有すると論じられる。
※「報道機関の報道は、民主主義社会において、…国民の『知る権利』に奉仕するものである。」
(最高裁昭和44年11月26日大法廷決定)
※放送法制上、番組準則（政治的公平性、論点の多角性）、番組調和原則を規定。
- 「アクセス権」(メディアアクセス権)
知る権利と関連して論じられる。マス・メディアに対して意見広告の掲載を求める権利、反論権など、メディアアクセス権を指すことが多い。ただし、逆に表現の自由を侵害する面があり、私企業に対するアクセス権は個別立法が必要など、慎重な議論もなされている。
※「反論権の制度は、民主主義社会において極めて重要な意味をもつ新聞等の表現の自由…に対し重大な影響を及ぼすもの」であり、「反論権の制度について具体的な成文法がないのに…反論文掲載請求権をたやすく認めることはできない。」(最高裁昭和62年4月24日第二小法廷判決)
※放送法制上、訂正放送等制度、放送事業者の番組の苦情その他意見の番組審議機関への報告義務を規定。

通信の秘密の趣旨

- 公権力によって通信の内容を伺い知ることを禁止する意とされるが、その趣旨に関し以下のような見解が示されている。
- もっぱら「私生活の秘密(自由)」ないし「プライバシーの権利の保護」にあるとする見解。
- 表現の自由の一環と端的に解し、通信の秘密のみならず通信の自由(市民が通信チャンネルを利用する際に公権力・通信業務提供者から妨害を受けないこと)の保障に重要な意義があるとする見解。
- 表現の自由との結びつきを認めつつ、私生活の秘密の保護の一環としての性格も有するとする見解(通説的見解)。
※通信法制上、「通信の秘密」保護は規定されているが、「表現の自由」確保の観点からの規定はない。
なお、「公然性を有する通信」の内容は、通信の秘密は解除される(構成要素には保護が及ぶ)と解している。

Ⅱ 放送規律について

- Ⅱ－1 放送法に規定される放送規律とその適用関係
- Ⅱ－2 放送番組編集に対する規律の枠組み
 - (参考1)日本民間放送連盟放送基準(概要)
 - (参考2)放送番組審議機関
- Ⅱ－3 訂正・取消放送、放送番組の保存
- Ⅱ－4 放送規律の適用の考え方(国会・政府見解)
- Ⅱ－5 放送規律の適用の考え方(学説)
- Ⅱ－6 放送を類型に区分し規律することに関する学説
 - (参考1)マスメディア集中排除原則について
 - (参考2)放送の公共性に着目した主な規律
 - (参考3)地上放送の再送信に係る規律等

Ⅱ-1 放送法に規定される放送規律とその適用関係

一般放送事業者(放送法)

| 規律の種類 | | 地上民放 | BS | CS | 「専門放送」※1 | 有線テレビ ⁶ | 有線ラジオ | 役務放送 |
|---------------|--|------------------|----|----|----------|--------------------|-------|------|
| 第3条 | ・放送番組編集の自由 | 適用 | 適用 | 適用 | 適用 | 準用 | 準用 | 準用 |
| 第3条の2 | 第1項 番組準則 | 公安及び善良な風俗 | 適用 | 適用 | 適用 | 適用 | 準用 | 準用 |
| | | 政治的公平 | | | | | | |
| | | 報道の正確性 | | | | | | |
| | | 論点の多角性 | | | | | | |
| | 第2項 | 調和原則(テレビジョン放送のみ) | 適用 | 適用 | 適用せず※2 | 非適用 | 非準用 | 非準用 |
| 第3項 | 教育番組の教育課程基準準拠 | 適用 | 適用 | 適用 | 適用 | 非準用 | 非準用 | 準用 |
| 第4項 | 字幕・解説番組の努力義務 | 適用 | 適用 | 適用 | 適用 | 準用 | 非準用 | 準用 |
| 第3条の3 | ・番組基準の制定 | 適用 | 適用 | 適用 | 非適用 | 準用 | 非準用 | 準用 |
| 第3条の4 第51条 | ・放送番組審議機関の設置 ・放送番組審議機関の委員 | 適用 | 適用 | 適用 | 非適用 | 準用 | 非準用 | 準用 |
| 第4条 | ・訂正放送・取消放送制度 | 適用 | 適用 | 適用 | 適用 | 準用 | 準用 | 準用 |
| 第5条 | ・放送番組の保存義務 | 適用 | 適用 | 適用 | 適用 | 非準用 | 非準用 | 準用 |
| 第6条 | ・再放送(再送信同意) | 適用 | 適用 | 適用 | 適用 | 別途規定※3 | 別途規定 | 別途規定 |
| 第6条の2 | ・災害放送(発生を予防し、被害を軽減するために役立つ放送をする義務) | 適用 | 適用 | 適用 | 適用 | 非準用 | 非準用 | 非準用 |
| 第51条の2 | ・広告放送の識別のための措置義務 | 適用 | 適用 | 適用 | 適用 | 非準用 | 非準用 | 準用 |
| 第52条 | ・候補者放送(同等条件の放送義務) | 適用 | 適用 | 適用 | 適用 | 準用 | 準用 | 準用 |
| 第52条の2 | ・学校向け放送における広告の制限 | 適用 | 適用 | 適用 | 適用 | 非準用 | 非準用 | 準用 |
| 第52条の3 | ・放送番組の供給に関する協定の制限(特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる協定の締結禁止) | 適用 | 適用 | 適用 | 適用 | 非準用 | 非準用 | 準用 |
| 第52条の27 | ・受託内外放送の放送番組の編集 | 適用 | 適用 | 適用 | 適用 | 非準用 | 非準用 | 準用 |

※1 経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送。(放送法第3条の5)

※2 調和原則の適用は、「特別な事業計画によるもの」は除外されており、CS委託放送はこれに該当するため、実質適用はない。

※3 有線テレビジョン放送の再放送に関しては、再送信同意に加え、受信障害地域における再送信義務(ただし適用例なし)や裁定制度が設けられている。

Ⅱ-2 放送番組編集に対する規律の枠組み

放送法に規定される事項

放送による表現の自由の確保と公共の福祉への適合(第1条第二号)

次の原則に従い、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る

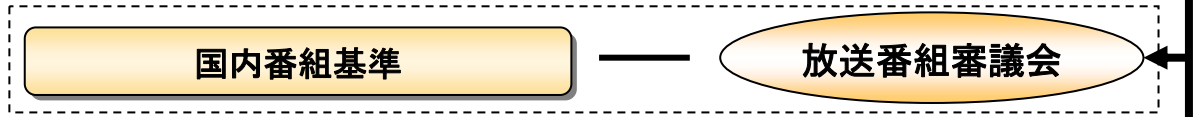
○放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。

番組編集の自由の保障(第3条)

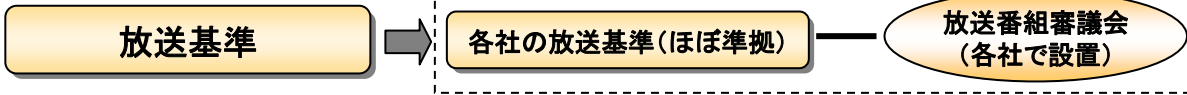
放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることのない

| 番組編集に対する一般的規律 | | 番組準則等の実効確保のための仕組み | |
|--|--|--|--------------------------------|
| 番組準則(第3条の2第1項) | 番組調和原則(第3条の2第2項) | 番組基準の策定(第3条の3) | 番組審議機関の設置(第3条の4) |
| ○公安及び善良な風俗を害しないこと ○政治的に公平であること ○報道は事実をまげないですること ○意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること | 教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない | 放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。 | 放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置くものとする。 |

放送事業者による自律

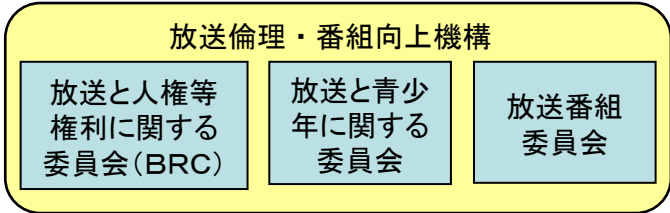


- その放送において、
- 1 世界平和の理想の実現に寄与し、人類の幸福に貢献する
 - 2 基本的人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る
 - 3 教養、情操、道徳による人格の向上を図り、合理的精神を養うのに役立つようにする
 - 4 わが国の過去のすぐれた文化の保存と新しい文化の育成・普及に貢献する
 - 5 公共放送としての権威と品位を保ち、公衆の期待と要望にそ



- 次の点を重視して、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性など放送のもつ特性を発揮し内容の充実につとめる。
- 正確で迅速な報道
 - 健全な娯楽
 - 教育・教養の発展
 - 児童および青少年に与える影響
 - 節度をまもり、真実を伝える広告

BPO(放送倫理・番組向上機構)



- ・NHKと民放連が共同で設立(2003年業務開始)
- ・目的:放送による言論・表現の自由を確保しながら、視聴者の基本的人権を擁護するため、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与すること。

日本放送協会

日本民間放送連盟

(参考1)日本民間放送連盟放送基準(概要)

○昭和26年10月制定(ラジオ放送基準)。現在の基準は152項目からなる。

| 章立て | 主な規定事項 |
|------------------------|--|
| 第1章 人権 | ○人命を軽視するような取り扱いはしない。○個人情報の取り扱いには十分注意、プライバシーを侵すような取り扱いはしない。等 |
| 第2章 法と政治 | ○法令を尊重し、その執行を妨げる言動を是認する取り扱いはしない。○人種・民族・国民に関することを取り扱う時は、その感情を尊重。○政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏らない。○政治・経済問題等に関する意見は、その責任の所在を明らかにする。等 |
| 第3章 児童及び青少年への配慮 | ○児童等の人格形成に貢献し、良い習慣などの精神を尊重させるように配慮。○児童向け番組で、悪徳行為などの場面を取り扱う時は、児童の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしないように配慮。○武力や暴力を表現する時は、青少年に対する影響を考慮。等 |
| 第4章 家庭と社会 | ○家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。○社会の秩序等を乱すような言動は肯定的に取り扱わない。 |
| 第5章 教育・教養の向上 | ○教育番組は、学校向け、社会向けを問わず、社会人として役立つ知識や資料などを系統的に放送。○教養番組は、視聴者が生活の知識を深め、円満な常識と豊かな情操を養うのに役立つように努める。等 |
| 第6章 報道の責任 | ○ニュースは公正でなければならない。○ニュース報道にあたっては、個人のプライバシーや自由を不当に侵したり、名誉を傷つけたりしないように注意。○取材・編集にあたっては、一方に偏るなど、視聴者に誤解を与えないように注意。○ニュースの誤報は速やかに取り消しまたは訂正。等 |
| 第7章 宗教 | ○信教の自由および各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷、ひぼうする言動は取り扱わない。○宗教を取り上げる際は、客観的事実を無視したり、科学を否定する内容にならないよう留意する。○特定宗教のための寄付の募集などは取り扱わない。 |
| 第8章 表現上の配慮 | ○放送内容は、放送時刻に応じて視聴者の生活状態を考慮し、不快な感じを与えないようにする。○社会・公共の問題で意見が対立しているものについては、できるだけ多くの角度から論じなければならない。等 |
| 第9章 暴力表現 | ○暴力行為は、その目的のいかんを問わず、否定的に取り扱う。○殺人などの残虐な感じを与える行為等誇大または刺激的に表現しない。等 |
| 第10章 犯罪表現 | ○犯罪を肯定したり犯罪者を英雄扱いしたりしてはならない。○犯罪容疑者の逮捕や尋問の方法、および訴訟の手続きや法廷の場面などを取り扱う時は、正しく表現するように注意する。等 |
| 第11章 性表現 | ○性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感じを抱かせないように注意。○たとえ芸術作品でも、極度に官能的刺激を与えないように注意。○性的犯罪等表現する場合は、過度に刺激的であってはならない。○性的少数者を取り上げる場合は、その人権に十分配慮。等 |
| 第12章 視聴者の参加と懸賞・景品の取り扱い | ○視聴者に参加の機会を広く均等に与えるように努める。○賞金などは、過度に射幸心をそそらないように注意し、社会常識の範囲内にとどめる。○出演者の個人的な問題を取り扱う場合は、本人および関係者のプライバシーを侵してはならない。等 |
| 第13章 広告の責任 | ○広告は、真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならない。○広告は、関係法令などに反するものであってはならない。 |
| 第14章 広告の取り扱い | ○広告放送はコマーシャルによって、広告放送であることを明らかにしなければならない。○学校向けの教育番組の広告は、学校教育の妨げにならないようにする。○事実を誇張して視聴者に過大評価させるものは取り扱わない。等 |
| 第15章 広告の表現 | ○広告は、放送時刻を考慮して、不快な感じを与えないように注意。○視聴者に錯誤を起こさせるような表現をしてはならない。○ニュースと混同されやすい表現をしてはならない。特に報道番組のコマーシャルは、番組内容と混同されないようにする。等 |
| 第16章 医療・医薬品・化粧品などの広告 | ○医療などの広告で医師法などに触れるおそれのあるものは取り扱わない。○懸賞の賞品として医薬品を提供する広告は、原則として取り扱わない。○いわゆる健康食品の広告で、医薬品的な効能・効果を表現してはならない。等 |
| 第17章 金融・不動産の広告 | ○金融業の広告で、業者の実態・サービス内容が視聴者の利益に反するものは取り扱わない。○宅地建物取引業法、建設業法により、登録された業者以外の広告は取り扱わない。等 |
| 第18章 広告の時間基準 | ○コマーシャルの種類は、タイムCM、スポットCM。○週間のコマーシャルの総量は、総放送時間の18%以内。等 |

(参考2) 放送番組審議機関

目的

放送番組の適正を図ること (法 § 3の4①)

役割

放送事業者の諮問に応じ、必要な事項を審議し、放送事業者に対して意見を述べるができる (法 § 3の4②)



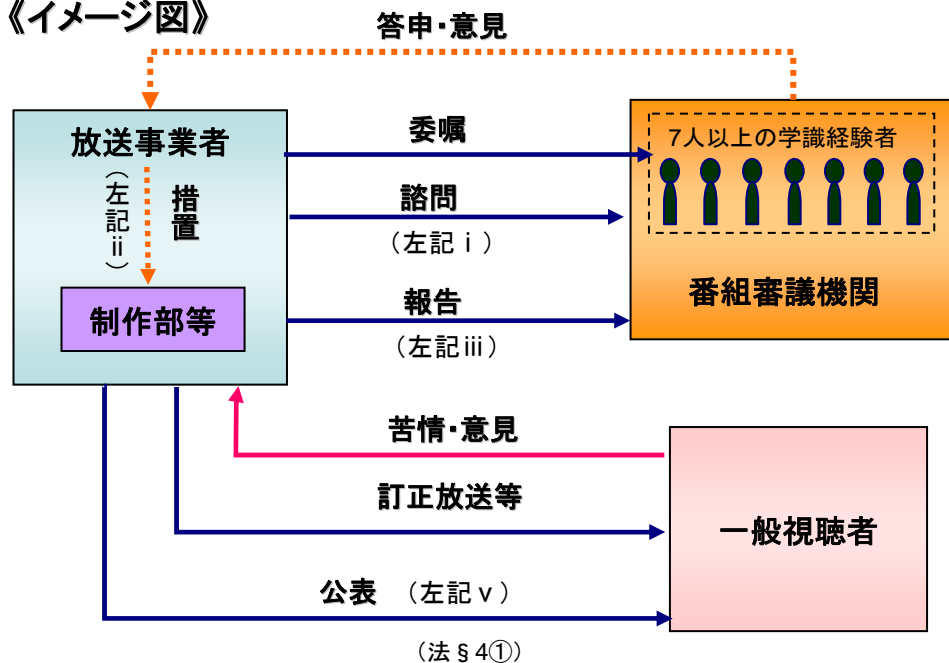
<放送事業者の義務>

- i 番組基準・放送番組の編集に関する基本計画の策定・変更の際、審議機関へ諮問 (法 § 3の4③)
- ii 審議機関が諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して措置 (法 § 3の4④)
- iii 総務省令で定めるところにより、以下の項目を審議機関へ報告 (法 § 3の4⑤)
 - (a) ii により講じた措置の内容
 - (b) 訂正又は取消放送の実施状況
 - (c) 放送番組に関する苦情・意見等の概要
- iv 審議機関の答申・意見等を放送番組に反映させるため審議機関の機能の活用に努める (法 § 3の4⑥前段)
- v 総務省令で定めるところにより、以下の項目を公表 (法 § 3の4⑥後段)
 - (a) 審議機関の答申又は意見の内容その他審議の議事概要
 - (b) ii により講じた措置の内容

組織構成

- ・ 原則、7人以上の委員で組織 (法 § 51①)
- ・ 委員は、学識経験を有する者のうちから、放送事業者が委嘱 (法 § 51②)
- ・ 委員は、できるだけその放送対象地域に住所を有する者 (放送局の開設の根本的基準 § 9⑫)

《イメージ図》



II-3 訂正・取消放送、放送番組の保存

○放送法では、放送の真実性の確保及び被害者の救済を図る観点から、訂正・取消放送制度が設けられるとともに、被害者による番組内容の確認、放送番組審議機関の資料として、放送番組の保存を義務づけている。

1 訂正・取消放送制度

(1) 目的

放送の持つ社会的影響力に鑑み、放送の真実性を保障し、併せて、より簡易、迅速に被害者の権利を救済すること。

(2) 概要

- ・ その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人は、放送の日から3ヶ月以内に、その放送を行った放送事業者に対して、訂正放送を請求することができる。
- ・ 放送事業者は、事実でない事項の放送をした場合、訂正又は取消の放送をしなければならない。(放送法第4条)

(3) 実施状況

| 年度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 |
|------|------|------|------|------|--------|--------|-------|
| 実施件数 | 2(8) | 2(5) | 5(7) | 2(5) | 12(13) | 16(20) | 8(13) |

※ () 内は、請求件数

| H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 |
|--------|--------|--------|-------|------|-------|------|
| 10(16) | 12(14) | 10(11) | 9(10) | 4(6) | 10(7) | 3(5) |

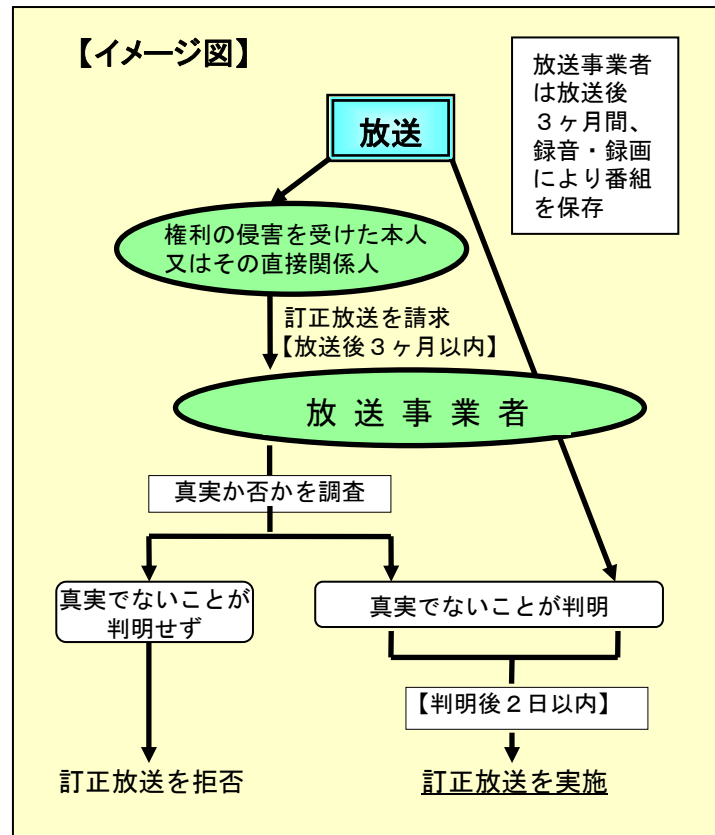
2 放送番組の保存

審議機関又は訂正放送の関係者(被害者など)が視聴その他の方法により確認できるよう、原則として放送後3ヶ月間は放送番組を保存する義務【平成7年放送法改正により、保存期間が2週間より3ヶ月に延長された】(放送法第5条)

(参考) 訂正・取消放送制度は、放送の自律性の保障の理念を踏まえた上で、真実性の保障の理念を具体化するための規定であり、放送事業者に対し、自律的に訂正放送等を行うことを国民全体に対する公法上の義務として定めたものであって、被害者に対して私法上の請求権を付与する趣旨ではない。(最高裁平成16年11月25日第一小法廷判決)

ただし、放送番組の保存の規定に基づく、放送事業者への放送内容閲覧請求権については、訂正・取消放送の関係者にこれを認めるのが判例(東京高裁平成8年6月27日判決)、通説である。

【イメージ図】



Ⅱ-4 放送規律の適用の考え方(国会・政府見解)(1)

○放送法においては、制定時より、社会的影響力と電波の利用をあわせて、「放送の公共性」と捉え、規律の根拠としている。
○また、有線放送(現有線ラジオ放送)については、「マスコミュニケーションの方法としての強力な伝播力」を有することを規律の根拠とし、以降有線テレビジョン放送や電気通信役務利用放送においても、放送の機能・社会的影響力に着目し規律を行っている。

■放送法※■

「…元来放送事業は、新聞とともに、あるいはそれ以上に近代における強力なる宣伝の具でありまして、その社会民心に與える政治、文化、経済上の影響は、よきにせよ、あしきにせよ、すこぶる強力なるものがあるのであります。加うるにこの事業は、協会放送たると民間放送たるを問わず、ひとしく元来国民全体のものである電波の利用によつて成り立つものであり、電波にその本来の性質よりいたしまして、地域的にはきわめて限られた数しか使用し得ないものであります関係上、これが使用の免許を受けることは、それ自体国家よりする大きな特権の付與であります。従つて、協会放送と民間放送との間には前申し述べたような差別は存しますものの、双方ともひとしく高度の公共性を要求される事業でありまして、これが経営は、いずれの場合も公共の福祉に適応するようになされなければなりません。この精神を明らかにするため、放送法案は、その第一條に、放送が国民に最大限に普及されること、放送の不備不党、真実及び自律を保障すること、放送が健全なる民主主義の発達に資するようにする事の三大原則を掲げて、この法案の目的を明らかにしておるのであります。」

「第四十四條は、協会の放送番組編集上の準則でありまして、その第三項は、いわゆるラジオ・コードに相当する規定であります。諸般の角度から検討の結果、修正案におきましては、公安を害しないこと、政治的に公平であること、報道は事実を曲げないですること、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすることの四原則をもつて規律することが、最も適当であるとして、原案に対し所要の修正を施したものであります。

なおこれとともに放送事業は民間放送といえども、高度の公共性を帯びるものでありますから、協会放送に対して要求されるこのラジオ・コードは、民間放送に対してもまた要求さるべきものであるとの見解に立つて、修正案は第五十二條の次に一條を設け、前述の四原則を一般放送事業者に準用することいたしました。」(昭和25年4月8日 衆・電気通信委員会 辻電気通信委員長報告)

■有線放送業務の運用の規正に関する法律(議員立法)■

「…その業務の運用、設備の施設が適正に行われておれば、国としては特にこれに干与すべき限りではないのであります。各方面の調査によれば、これらの有線放送及び街頭放送は、今日特別の法的拘束なく、自由に番組を編集してこれを放送しているため、ときに報道の真実を害し、政治的公平を欠き、ある場合には、その放送によつて公安を害するおそれすら予想せられる実情にあるのであります。いわゆるマス・コミュニケーションの方法として、相当強力な伝播力を有する有線放送を、かかる実情に放置することは、公共の福祉を保持する上に一つの欠陥をなすものでありまして、立法手段により、有線放送業務の放送番組につき、無線放送番組を規律するラジオ・コードその他の準則と同様の規律を与えることは、現下諸般の情勢に照し、きわめて緊急かつ重要なことと存するのであります。これが本法律案を制定しようとする理由であります。…中略…第四に、有線放送の番組につき、いかなる規律をなすべきかは、すなわち本法律案の実質をなすものであります。これにつきましては本案第四条におきまして、放送法に規定された無線放送番組に関する準則を準用する方針をとつたのであります。すなわち放送法中、放送番組に関する規定のうち、放送事業者全般を規律する放送番組編集の自由、公安及び政治的な公平の保持、報道の真実及び中正に関するラジオ・コード、その他訂正放送、候補者放送に関する規定は、いずれもこれを有線放送の業務に準用したのでありまして、これらは言論及び報道に関する最小限度の規律であり、有線放送番組についてこれを適用することは、公共の福祉を維持増進する上から、必要適切な措置と考えるものであります。」(昭和26年3月24日 衆・電気通信委員会 橋本(登)委員報告)

※政府提案段階では、一般放送事業者には訂正放送、候補者放送に関する規律のみが設けられていたが、衆議院審議において、NHKに対する番組準則を定め(政府提案を修正)、それを一般放送事業者に準用することとされた。(現放送法3条の2 1項、旧44条 3項)

Ⅱ-4 放送規律の適用の考え方(国会・政府見解)(2)

■有線テレビジョン放送法■

「…有線テレビジョンというものは、現在の電波によるテレビと同じように、家庭の中でチャンネルをひねればすぐ出てくるわけでごさいます、現在電波による放送自体につきましても、いわゆる社会的な影響が大きいという点から、おっしゃいますようないんな法律の規定があるわけでごさいます。放送法の四十四条の三項にありますようないわゆる番組の編集の準則といったもの、そういったものにつきましても、ただ電波であるからという電波の有限性に根拠を置いているだけでごさいませんで、放送の有する機能あるいは影響力というものにも着目したものでごさいます、いわば放送というものが放送である以上守らなければならない最低の基準、あるいは最大公約数的な準則を示したものであるというふうにごさいます。現在の有線放送業務の運用の規正に関する法律、いわゆる有線法と申しておりますが、これは昭和二十六年に議員立法によって制定されたわけでごさいます、それに対しましても放送法の四十四条の三項の番組編集の準則は適用されておるわけでごさいます、これが今度有線テレビジョン法というふうにごちらに移りましても、やはりそういった意味におきましてはこの放送法の適用は、やはり適用されてしかるべきものだと考えているわけでごさいます。」(昭和47年5月24日 衆・通信委 土橋委員質問に対する藤木政府委員答弁)

■委託放送(衛星)■

「…通信衛星を利用した放送におきましては、映画、スポーツ、ニュース等の専門的な放送番組が予想されているところでごさいますけれども、そういった制限があるわけでごさいませんで、総合的な放送も可能になるわけでごさいます。また、従来の放送と同様に各家庭に直接入り込んでいくというようなことで、社会的な影響力も強いというような観点から、放送番組につきましても既存の放送と同様の取り扱いをすることが適当であるというふうにごさいます。…中略…先ほど来申し上げましたように各家庭に浸透していくというようなこと、あるいは放送番組もニュースとかスポーツとか限定しているわけじゃないというような観点から地上放送と同じような放送番組の規律をする、同様の取り扱いをするということは適当という判断をいたしまして、このような提案をさしていただいているところでごさいます。」(平成元年6月22日 参・通信委 鶴岡委員質問に対する成川政府委員答弁)

■電気通信役務利用放送法■

「電気通信役務利用放送法(平成13年法律第85号。以下「本法」という。)においては、電気通信役務利用放送が、公衆によって直接受信されることのできる設備を用いて放送番組を提供するものであり、従来の放送及び有線テレビジョン放送同様、大きな社会的影響力を有しているため、設備の技術基準適合性を維持する能力があるか、放送法等の放送に関する法律に定める罪を犯し、刑に処せられた者ではないかなどの基本的な事項について予め確認しなければ、受信者の保護や電気通信役務利用放送の健全な発達に支障を生じるおそれがあることから、電気通信役務利用放送の業務を行う者について一定の適格性を確認する登録制をとっています…」(平成17年10月17日総務省法令適用事前確認手続(回答書))

Ⅱ—5 放送規律の適用の考え方(学説)

○学説では、電波の有限希少性を重視する説から、放送の機能に着目する説・放送の自由の歴史的 성격に着目する説等がでてきている。

<基本的情報の社会全体への公平な提供という機能に着目する説>

「筆者は上述の二つの特徴には、いずれも十分な理由があると考えている。第一の、放送固有の規制については、従来は、周波数帯の有限希少性と社会的影響力とがその根拠として掲げられてきた。…伝統的規制根拠論の妥当性は疑わしいが、自律的な生を支える基本的情報の社会全体への公平な提供という目的からすると、従来型の総合編成の放送については、内容および組織に関する一定の規律を維持する理由がある。…もともと、このことは、現在の日本の放送法制が完全無欠であることを意味しない。放送固有の規制についても、また二本立て体制の運営についても、再検討を要する点が多い。また、従来型の放送についてあてはまっていた規制を、そのまま新たに出現するさまざまなチャンネルに推し及ぼすことが妥当とは考えにくい。」

(長谷部恭男「テレビの憲法理論—多メディア・多チャンネル時代の放送法制」1992年)

<放送規律の合憲性を疑問視する説>

「日本でも、伝統的には、電波周波数の稀少性を主たる根拠にしなが、放送の社会的影響力、番組が画一化する危険性などをも根拠にして、放送に対する免許制と公正原則などの放送内容規制の合憲が支持されてきた。しかし、そもそも電波周波数にだけ特別の稀少性が存在するかは疑問であるし、稀少性の存在だけでは免許制や放送内容規制までは正当化されえない。そのうえ現在では、ケーブルテレビや衛星放送の発達により地上波の「放送」の稀少性は無意味になってきている(さらに二〇〇三年にスタートが予定されている地上波のデジタル化によってチャンネル数は数倍に拡大するであろう)。放送にだけ特別の社会的影響力があるとも画一化の危険性があるとも考えられない以上、アメリカ同様、これらが憲法二一条に照らして正当化されうるか疑問とされなければならない。」

(松井茂記「マス・メディア法入門〔第3版〕」2003年)

<放送の自由の相対的な未成熟性に着目する説>

「このように「自由」の性格の原点に立ち返った考察を行う場合、一つの考え方は、長谷部教授が述べているように、マス・メディアの自由は、「社会全体の利益を理由として保障されるべき権利」であり、「個人の自律を根拠とする人権」とは異なるという理解である。ただ、こうした捉え方は、新聞も放送と同じように規制の下に(選択的に)おかれる理論的可能性をもっている点で、慎重に取扱いを必要とする。この点については、おそらく次のように考えることが、歴史的な法の発展を踏まえた放送の自由の理解として、適切であるように思われる。すなわち、新聞の自由は伝統的に国家の介入を強く排除してきた成熟した自由であり、それゆえ、新聞に社会的な影響力があっても規制は許されないのに対して、放送の自由は、新聞の自由と比較して相対的に未成熟な自由であるために、新聞と同程度の社会的影響力であっても、この自由の規制根拠となりうる、ということである。つまり、放送の自由は、新聞の自由とは異なった、これに固有の社会的文脈の中で登場し成長を遂げてきたのであって、これをただちに新聞の自由や一般的な表現の自由の保障と同視することは適切ではない、というのが、私の考え方である。」

(浜田純一「マスメディアと表現の自由」1996年 ジュリスト1089号)

(参考)部分的規制論について

米国のリー・ポリンジャー教授が主張する理論(「プレスと公衆アクセスの自由」1976)。

放送とプリント・メディアは、希少性・社会的影響力いずれも区別は難しいが、情報の送り手が少数のマスメディアによって独占されている現代社会においては、放送と新聞とを区別し、前者のみについて政府の規制を加えることにより、少数派の意見が放送によりアクセス可能となる一方、自由なプリント・メディアが放送によっては取り上げられない見解を伝えるなどの効果があるとするもの。従来議論が放送の特殊性に依拠して規律の必要性を展開するのに対し、逆に新聞と放送の類似性が「それらを異なって取り扱うこと理由を提供する。」と論じている。

Ⅱ-6 放送を類型に区分し規律することに関する学説

○社会生活などに必要な情報を提供する機能をもとに放送を類型化し、異なる規制を課すべき等の議論がある。

＜異なる規制の事業類型を複数用意し事業者の選択に委ねる説＞

「さまざまな人々が、社会生活、政治生活で共有すべき情報を分かち合う場として、従来の放送サービスは機能してきた。・・・問題は周波数帯の有限希少性でも、特殊な社会的影響力でもなく、従来、放送サービスの果たしてきた役割を今後も維持するのか、そして、そうした役割を支える制度環境・技術環境として何が適切かを考えることである。たとえば、この種のメディアを維持する上で、無線でなく有線を伝送路とした方が適切だとすれば、それに応じた制度を採用すべきこととなるだけである。したがって、ここで問題とされる放送サービスは、技術的特性にもとづいて定義されてきた従来の「放送」概念とは必ずしも一致しないであろう。所与の定義が失われたこうした状況で放送サービスを区分けし規律する一つの方策は、イギリスで行われているように、個別の事業者ごとにサービス内容を規律することである。しかし、この方策は政府による過剰規制を導く危険を含む。今一つの対処は、それぞれ異なる規制を伴う事業類型を複数用意し、いずれの事業を遂行するかを事業者の側に選ばせるというものである。十分に多様な類型を用意しておけば、既存の規制が不合理だと考える事業者は、立法過程や司法過程に制度の改善を訴えずとも、別の事業を選択すれば足り、そこから規制類型間の淘汰と均衡がもたらされるであろう。」

(長谷部恭男「通信と放送」2001年 ジュリスト1192号)

＜「基幹的放送」と「広義の放送」に二分する説＞

「全世帯の100%に普及している地上波テレビ放送については、国民にとって最も身近なメディアとなっていることから、これからの急激なメディア環境の変化のなかでも、これまで放送が果たしてきた、社会の多様な意見を反映し、意見形成に奉仕するという社会的役割を維持するための配慮が必要である。自由で多様な意見・情報の流通を確保するという観点からは、放送の機能不全を招くような急激な規制緩和は好ましくない。そこで、全体としては規制緩和を進めながら、受信料または広告放送による総合放送を、今後もしばらく「基幹的放送」と位置づけ、これを一定の規律の下に維持する必要がある。」

「日本の放送概念が無線通信という伝送路を基本的要素のひとつとしているのに対し、ドイツの放送概念は、伝送路を基本的要素としておらず、放送による表現が公衆を対象としていることを手がかりに意見形成への影響という観点から機能的に捉えられている。ドイツのような機能的区分には放送の通信による伝送路の共用化という環境変化を前提とすれば、今後は、日本の放送概念も機能的に構成されることが必要になろう。その際、放送としての法的規律の対象を、提供される番組内容の総合性・報道性に着目して限定し、それ以外について第3の Kategorie を設けることも一つの方法であろう。あるいは、放送の範囲をあまり狭く限定せずに、放送を「基幹的放送」とそれ以外の「広義の放送」に二分するという方法も考えられる。」

(鈴木秀美「放送の自由」2000年)

＜「基幹的放送」は規制を維持し、その他の部分は緩和する説＞

「技術の発展とそれに応じた放送に対する社会意識の変化が、上に触れた歴史的与件の一要素として放送の自由の捉え方にも変化をもたらしているということであって、それはつまり、これからの多メディア・多チャンネル化時代において、放送の自由の制度的・機能的要素が『溶解』して個人的自由の方に流れ出していく傾向が強まるであろうということである。

こうした『溶解』の方向については、理論的に二つの考え方がありうるであろう。一つは、放送の自由が全体として、一般的な表現の自由の性格に近接していくというケースである。この場合は、放送全般についての規制緩和が憲法上求められることになる。もう一つは、放送の自由の中において規制が残る部分と規制から解放され自由になる部分の共存が生じうる可能性である。この場合は、放送に対する『部分的規制』という考え方が可能になる。つまり、広く「放送」という概念で理解されてきたメディアのうち、ある部分(例えば、現在の枠組みで言えば、地上波放送や放送衛星による放送のように「基幹的放送」にあたる部分)については伝統的な放送規制を維持しつつも、その他の部分(例えば、通信衛星による放送やケーブルテレビの自主放送)については規制を緩和するという手法である。こうした結果は、すでに現実に採用されている放送に対する規制政策とも、かなり整合しやすい。たしかに、かりに放送の自由が個人的な表現の自由の弱められた形態にすぎないという理解だけに立てば、メディアの部分によって保障の程度が異なることは、保護の平等性の観点から問題を生じうる。しかし、放送の自由が公共の利益という客観的保護目的を本質的に有していると考えられるならば、こうした批判を免れ、視聴者の利益を最大化するような、自由と規制の柔軟な組み合わせが可能となるであろう。」

(浜田純一「放送制度論と放送法制の行方」1999年 放送学研究49号)

(参考1) マスメディア集中排除原則について(1)

放送法第1条 (目的)

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

放送法第2条の2 (放送普及基本計画)

放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限
多元性、多様性、地域性の三原則を実現

電波法第7条第2項
第4号

放送局免許の審査基準

放送法第52条の13
第1項第3号

委託放送業務
認定の審査基準

電気通信役務利用放送法
第5条第1項第6号

電気通信役務利用放送
登録の審査基準

| | | | |
|----|------------------------------|-------------------------------|---------------------------|
| 省令 | 放送局の開設の根本的基準 第9条等 | 放送法施行規則 第17条の8等 | 電気通信役務利用放送法 施行規則第7条 |
| 対象 | 放送局を開設しようとする者 (地上・BSアナログ) | BSデジタル・CS委託業務の 認定を受けようとする者 | 電気通信役務利用放送の業務 を行おうとする者 |

(参考1) マスメディア集中排除原則について(2) (地上放送事業者がそれぞれを兼営する場合の例)

| | 地上放送・BSアナログ (コミュニティ放送を含む) | BSデジタル | CSデジタル | 電気通信役務利用放送 | | 有線テレビジョン 放送 |
|------------------|---|--|--|--|--|---|
| | | | | 衛星系 | 有線系 | |
| 支配の 基準 | 一の者が支配可能な放送事業者の数を制限 | | | | | ○法令上特段の規制 はない 業務区域と放送対 象地域が重複する 地上放送事業者の 場合 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 同一の放送対象地域 : 議決権の1/10超 異なる放送対象地域 : 議決権の1/5以上 隣接地域(7地域まで)で 連携する地上放送事業者 : 議決権の1/3以上 | <ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/2超 (地上放送事業者の場合) | <ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/3以上 | <ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/3以上 | <ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/3以上 | |
| よる中 継器 制限に | ○なし | ○地上放送事業者は、 原則として支配不可 | ○地上放送事業者は2 中継器まで支配可能 | ○地上放送事業者は CSデジタル放送と合 計で6中継器まで支 配可能 | ○なし | ○なし |
| その 他の 規律 | <ul style="list-style-type: none"> ○経営困難時の特例 措置あり ○隣接地域(7地域まで)のうち、 一の地域に他のすべての地域 が隣接している場合はローカル 局相互の兼営が可能 ○放送対象地域が重複する場合 、AM及びテレビの兼営は可能 ○原則として、三事業(テレビ、 AM、新聞)支配の禁止 | <ul style="list-style-type: none"> ○経営困難時の特例 措置あり | <ul style="list-style-type: none"> ○経営困難時の特例 措置あり | | <ul style="list-style-type: none"> ○業務区域と放送対象 地域が重複する地上 放送事業者は参入不 可 | <ul style="list-style-type: none"> ○一般放送事業者及 び一般放送事業者に 支配される者につい ては、審査基準にお いて ・他に行う者がない ・住民からの要望 等の事情が必要 <p>【支配の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決権の1/10超 |

注1: 支配の基準については、このほか、役員に関する規定(1/5超の役員兼務、代表権を有する役員又は常勤役員の兼務)が存在

注2: 地上放送につき、主たる出資者等は、できるだけその放送に係る放送対象地域に住所を有する者

(参考2)放送の公共性に着目した主な規律

1 特定種類の番組の放送について配慮を求める規定

| | 規 定 | 内 容 |
|--------|----------------------|--|
| 放送法 | 教育番組(3条の2 3項) | 教育番組について、対象の明確性、有益適切、組織的・継続的であるようにすること等(地上、BS、CS) |
| | 字幕・解説番組(3条の2 4項) | テレビ放送の番組編集において字幕・解説番組をできるだけ多く設けること(地上、BS、CS、ケーブル、役務) |
| | 災害放送(6条の2) | 災害の発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送(地上、BS、CS) |
| | 候補者放送(52条) | 選挙運動に関する放送をさせた場合に、他の候補者の請求があった場合同等条件で放送(全て) |
| | 地域社会の要望の充足(放送普及基本計画) | 放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、放送に関する当該地域社会の要望を充足(地上) |
| その他の法律 | 災害対策基本法 | ・指定地方公共機関としての指定を受け、「災害時等における放送要請に関する協定」を都道府県と締結(地上) ・通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるとき、放送を行うことを求めること(地上、BS、CS) |
| | 事態対処法 | ・指定地方公共機関としての指定を受け、警報等の通知をうけたときの放送義務(地上) |
| | 水防法、気象業務法 | ・気象庁による周知の際の放送機関等に対する協力要請 |
| | 日本赤十字社法・障害者基本法 | ・日本赤十字社の救護業務に係る通信(地上、BS、CS)、障害者の役務利用(全て)に関する便宜供与 |
| | 公職選挙法 | ・政見放送等の無料放送義務づけ(地上、BS、CS) |
| | 児童ポルノ法 | ・児童買春等に係る当該児童が推知できるような放送番組の禁止(全て) |

2 広告に関する規定

| 規 定 | 内 容 |
|---------------------|--|
| 放送法(地上、BS、CS、役務) | ・広告放送の識別措置(52条)、学校向け放送における学校教育の妨げになる広告の禁止(52条の2) |
| 一般的に広告内容を規制する法律(全て) | ・薬事法、健康増進法、覚せい剤取締法、たばこ事業法、貸金業の規制等に関する法律 等 |

※()内は対象事業者を示す。

(参考3)地上放送の再送信に係る規律等

ケーブルテレビ

電気通信役務を利用したケーブルテレビ

地上・衛星放送

再送信の同意（放送関係法）

有線テレビジョン放送法第13条

○ 受信障害地域について、再送信義務（これまで例なし）

○ 再送信には、放送事業者の同意が必要（放送番組が一部カットして放送されるなど、放送事業者の放送の意図が、その意に反し、害され又は歪曲されないことを担保する趣旨）

○ 協議が整わないとき等に関する総務大臣の裁定制度（ケーブルテレビ事業者が総務大臣に申立て）

電気通信役務利用放送法第12条

○ 再送信には、放送事業者の同意が必要（放送番組が一部カットして放送されるなど、放送事業者の放送の意図が、その意に反し、害され又は歪曲されないことを担保する趣旨）

・ 裁定制度はなし

※衛星放送の場合も同様（ただし放送区域の関係上実施例はない。）

放送法第6条

○ 再送信には、放送事業者の同意が必要
※地上放送の再送信に係る実施例はない。

○ 電波法において設けられている受信障害対策中継放送に対しては、本条で再送信同意に関する規定の適用が除外されている。

再送信同意書での記載事項の例

➤ 放送事業者がケーブルテレビ事業者に再送信同意する際の実務上の扱いについては、再送信に係る放送関係法令・技術的条件の遵守に関する規定と、著作権法関係の規定が一本の同意書で行われているケースが多い

以下の条件の下、再送信に同意する

（条件）

- 有線テレビジョン放送法その他関係法令を遵守すること
- 映像・音声の品質を維持し、放送番組の内容を損なうことのないようにすること
- すべての番組に変更を加えないで、同時再送信すること
- できる限り、同一チャンネルとし、そのチャンネルは、放送休止時間であっても他の放送に使用しないこと
- 障害発生に対し、障害が早急に復旧できるよう予備システムを完備する等適切な体制を整えておくこと等
- 再送信される放送に含まれる著作権・著作隣接権については、ケーブルテレビ事業者と原権利者との間で処理すること
- （同意する）放送事業者が保有する権利に係る対価は自分の間は請求しないが、請求権は留保すること等

関係法令・技術的条件の遵守

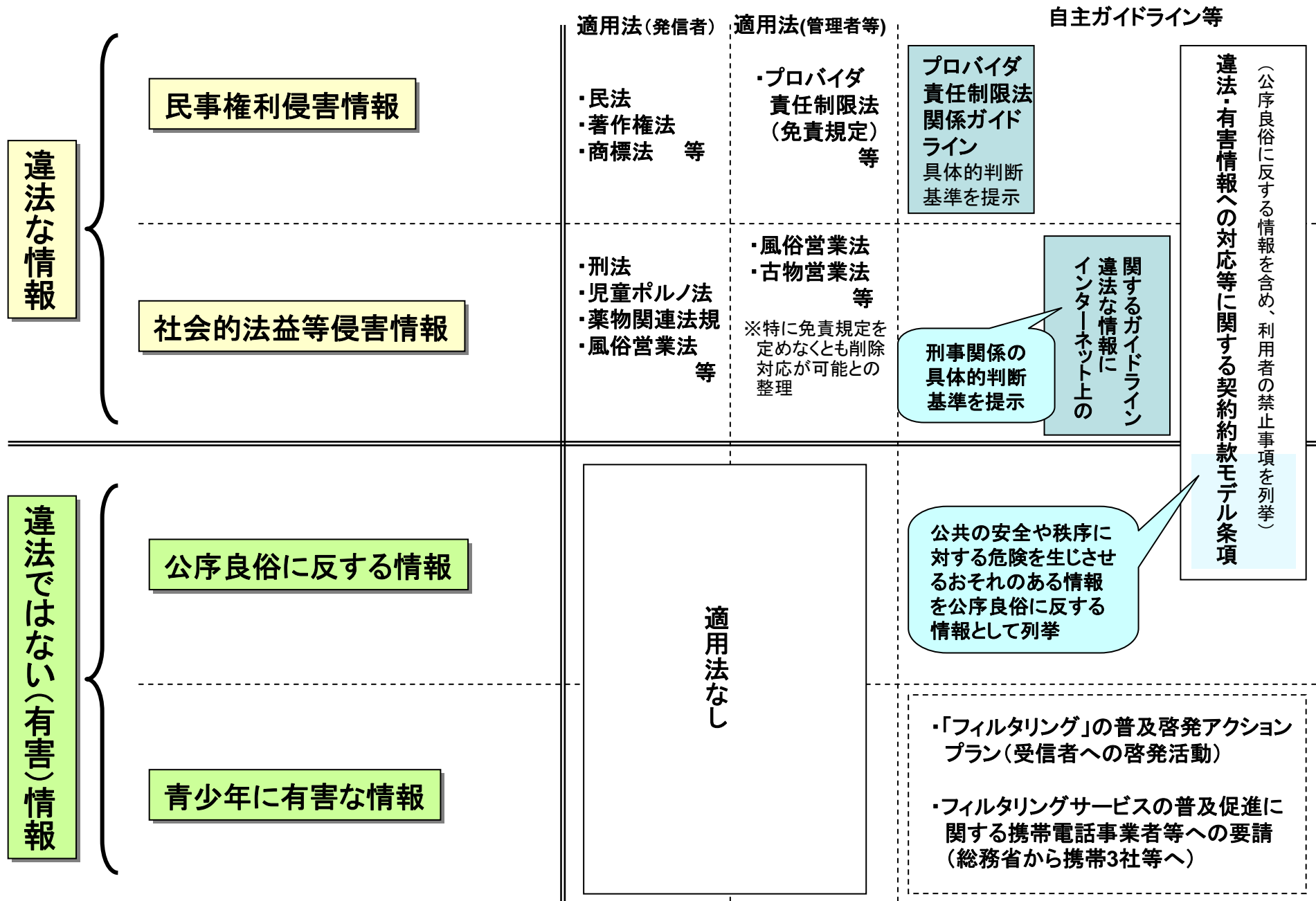
著作権関係の条件

（参考）我が国では、受信障害地域について再送信義務を課す制度となっているが（ケーブル・適用例なし）、諸外国では、地上放送や公共放送を対象として、ケーブル、衛星での再送信について一定の義務を課す例が多い。（後掲p49参照）

Ⅲ インターネット上の違法・有害情報対策について

- Ⅲ－1 違法・有害情報対策の枠組み(全体像)
- Ⅲ－2 プロバイダ責任制限法の概要
 - (参考)迷惑メール法の概要
- Ⅲ－3 民事権利侵害に関するガイドラインの概要
- Ⅲ－4 社会的法益を侵害する情報に対応するガイドラインの概要
- Ⅲ－5 違法・有害情報への対応に関する契約約款モデル条項の概要
- Ⅲ－6 青少年に有害な情報に対するフィルタリング対策
 - (参考1)違法情報に関連する法令(発信者関係)
 - (参考2)違法情報に関連する法令(プロバイダ関係)
- Ⅲ－7 最近の違法・有害情報の発生状況と国民の意識
 - (参考1)違法・有害情報問題事案の例
 - (参考2)無料動画配信サービス・検索サービスの動向
- Ⅲ－8 「公然性を有する通信」と表現の自由に関する学説

Ⅲ-1 違法・有害情報対策の枠組み(全体像)



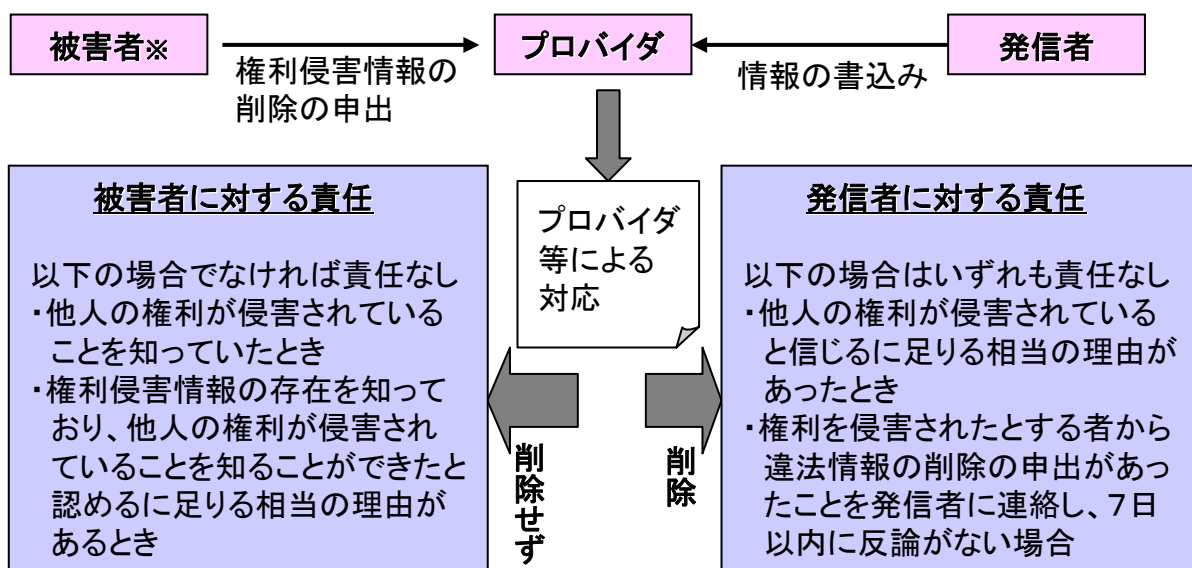
Ⅲ-2 プロバイダ責任制限法の概要

○インターネット上のホームページや電子掲示板において、名誉毀損、プライバシー侵害、著作権侵害など、特定の者の権利が侵害される書き込みが行われた際に、

- ① どのような場合であれば、電子掲示板等の運営者(プロバイダ等)が当該書き込みを削除しても(しなくても)免責されるかの基準を明確化。
- ② 被害者が、匿名で当該書き込みを行った者の氏名、住所等の情報の開示を求めることができる権利を規定。

プロバイダ等の責任の明確化の概要

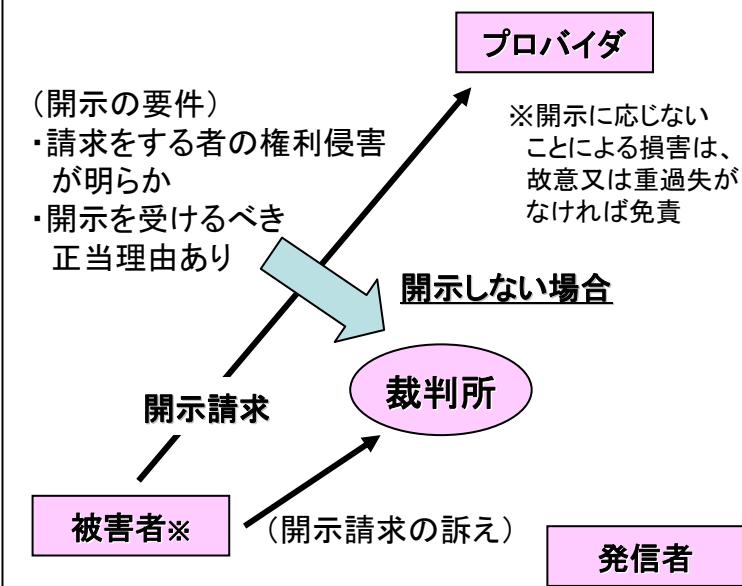
特定電気通信(不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信)による情報の流通により他人の権利が侵害されたときに、関係するプロバイダ等は、その情報の送信を防止する措置(削除等)を講じ、又は講じなかったことにより生じた損害について、一定の条件下では賠償の責任を負わない旨を規定



※権利を侵害されたとする者

発信者情報開示の概要

特定電気通信による情報の流通により自己の権利を侵害されたとする者が、関係するプロバイダ等に対し、当該プロバイダ等が保有する発信者の情報の開示を請求できる旨を規定



(参考) 迷惑メール法の概要

- 特定電子メール(受信者の同意を得ずに送信される広告宣伝メール)の送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境を整備することを目的。
- 迷惑メール対策として、特定電子メールである旨(「未承諾広告※」)等の表示義務、受信拒否の意思表示をした者への再送信の禁止、電子メールアドレス等の送信者情報を偽って広告宣伝メールを送信することの禁止等について規定。

表示義務

特定電子メールの送信にあたり、送信者に次の事項の表示を義務づけ(第3条)

- ① 特定電子メールである旨(⇒「未承諾広告※」)
- ② 送信者の氏名又は名称
- ③ 送信者の住所、電話番号
- ④ 受信拒否の通知をすることができる旨及び当該通知を受けるための電子メールアドレス
 <違反者には総務大臣の措置(是正)命令>

拒否者への再送信禁止

受信拒否の通知をした者に対する特定電子メールの再送信を禁止(第4条)
 <違反者には総務大臣の措置(是正)命令>

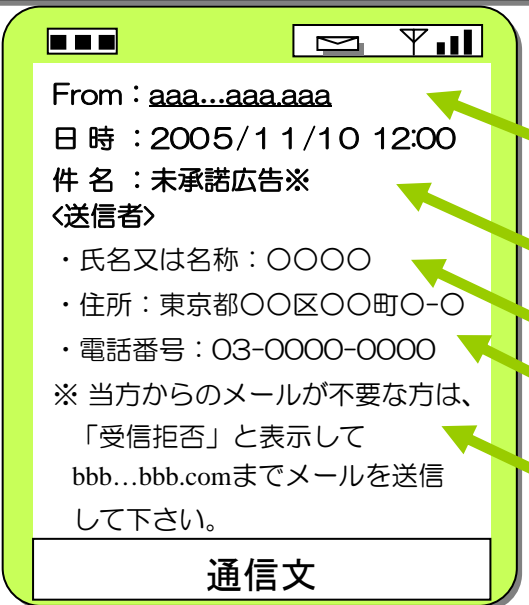
送信者情報を偽った送信の禁止

電子メールアドレス等の送信者情報を偽って広告宣伝メールを送信することを禁止(第6条)
 <違反者には刑事罰(懲役1年以下又は100万円以下の罰金)>

その他

- ・自動生成プログラムを用いて作成した架空電子メールアドレスに宛てて、電子メールを送信することを禁止(第5条)
- ・電気通信事業者は、一時に多数の電子メールが送信された場合等、必要な範囲内において、その電気通信役務の提供を拒むことができる(第11条)

携帯電話の場合の表示(例)



送信者情報(送信に用いた電子メールアドレス等)を偽った送信は禁止!

| 表示事項 | 表示場所 |
|--|-----------------|
| 未承諾広告※ | 特定電子メールの表題部の最前部 |
| 特定電子メールの送信者の氏名又は名称 | 特定電子メールの通信文より前 |
| 特定電子メールの送信者の住所・電話番号 | 任意の場所 |
| 電子メールで受信拒否の通知ができる旨及び当該通知を受けるための電子メールアドレス | 特定電子メールの通信文より前 |

Ⅲ-3 民事権利侵害に関するガイドラインの概要

民事関係の権利侵害に係る情報削除等の対応に関し、プロバイダ責任制限法に基づく送信防止措置の円滑な運用のため、業界団体や総務省等から成る「協議会」を結成し、実務上の行動指針となる「ガイドライン」を作成。(平成14年5月施行(商標権は平成17年7月施行))

名誉毀損・プライバシー関係 ガイドライン

○ 被害者等から書き込みの削除等の要請があった場合に、プロバイダ等がいかなる行動をとるべきかについて過去の判例や学説の動向等を踏まえて作成された実務上の指針。

【主な内容】

- ・送信防止措置の判断基準
- ・送信防止措置を講じるための対応手順
- ・参考書式及び判例等

著作権関係 ガイドライン

○ インターネット上で著作権侵害があった場合に関し、権利者からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

【主な内容】

- ・申出の手順等
- ・申出における確認事項及びその方法
- ・信頼性確認団体を経由した申出
- ・プロバイダ等による対応

商標権関係 ガイドライン

○ インターネットオークション等で商標権侵害があった場合に関し、商標権侵害の具体例、ネットオークション事業者等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

【主な内容】

- ・申出の手順等
- ・申出における確認事項及びその方法
- ・信頼性確認団体を経由した申出
- ・ネットオークション事業者等による対応

Ⅲ-4 社会的法益を侵害する情報に対応するガイドラインの概要

- 特に社会的法益侵害(刑事)に係る情報削除等にあたり、具体的な違法性の判断基準を示すため、電気通信事業者4団体(※)において、総務省の協力のもと、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン(案)」を策定。(併せて、公序良俗も含む具体的な禁止事項を列挙した「違法・有害情報への対応に関する契約約款モデル条項(案)」を策定：次ページ参照)
 - 平成18年11月27日に、パブリックコメントを経てガイドライン及びモデル条項を策定・公表
- ※ (社)電気通信事業者協会、(社)テレコムサービス協会、(社)日本インターネットプロバイダー協会、(社)日本ケーブルテレビ連盟

(1) 違法な情報の例示及び判断基準

- 1 わいせつ関連法規(わいせつ物公然陳列、児童ポルノ禁止法違反等)
- 2 薬物関連法規(覚せい剤取締法違反等)
- 3 振り込め詐欺関連法規(携帯電話不正利用防止法違反等)
- 4 その他の法規(不正アクセス禁止法違反等)

(2) 法令の解釈及び具体的事案における適用に関して専門的知見を有する機関(警察、ホットラインセンター)からの送信防止措置依頼に対する対応手順

警察・ホットラインセンター

電子掲示板の管理者等

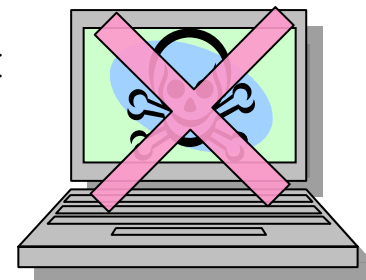


削除依頼

(対応は任意)



削除等の送信防止措置



適正な検討を経て違法性を判断

ガイドラインに照らして、違法性を判断

電子掲示板の管理者等による違法な情報の送信防止措置(削除等)を推進

Ⅲ-5 違法・有害情報への対応に関する契約約款モデル条項の概要

第1条(禁止事項) 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (7) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (8) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (10) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (11) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (12) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (13) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引する行為
- (14) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (15) 人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為
- (16) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
- (17) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

※ 太字は、公然性を有する通信を主として想定したと思われる項目

■上記の禁止事項に該当する場合(①行為をやめるように要求
②情報の全部もしくは一部を削除・他者が閲覧できない状態に置く)等の措置をとる。

■禁止事項に該当する行為について、発信者が情報削除等の要求に応じない場合、利用の停止、解約の措置も講じることができる。

Ⅲ-6 青少年に有害な情報に対するフィルタリング対策

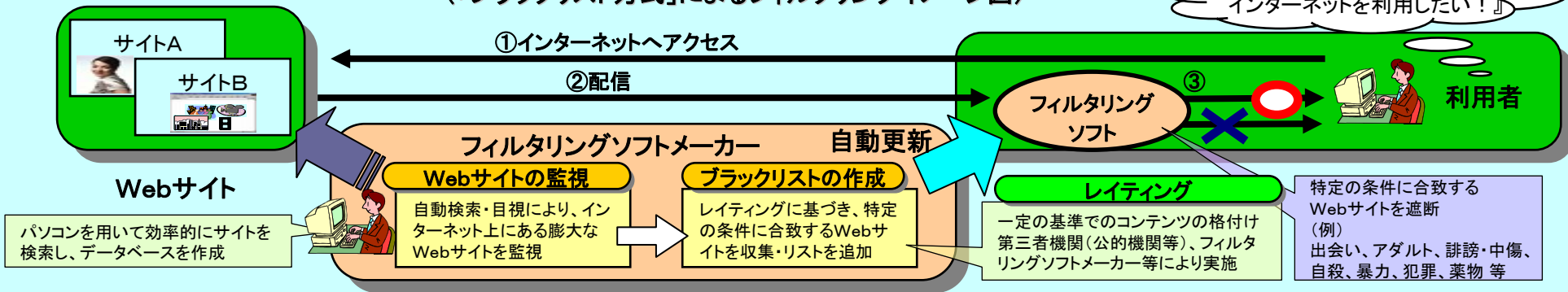
1 フィルタリングサービスの概要

○ インターネット上のウェブページ等を一定の基準で評価選別し、有害サイトへのアクセスを選択的に制限するサービス

※フィルタリングの方式により、「ホワイトリスト方式(ユーザが安心して利用できるよう、事業者が独自に定めた掲載基準を満たしたサイトのみアクセス可能で、それ以外のサイトへのアクセスを制限)」、「ブラックリスト方式(出会い系サイトやギャンブル系サイトなど特定のカテゴリに属する一般サイトへのアクセスを制限)」等があるが、「ブラックリスト方式」によるサービスが主流を占めている。

○ 青少年など特定の者にとってのみ有害な情報については、有害な情報が受信者ごとに異なることから、統一的な基準を設けて対応することが難しい。したがって、受信者側におけるフィルタリングサービスの利用が有効な対応となる。

(「ブラックリスト方式」によるフィルタリングイメージ図)



2 フィルタリングサービス普及への取組

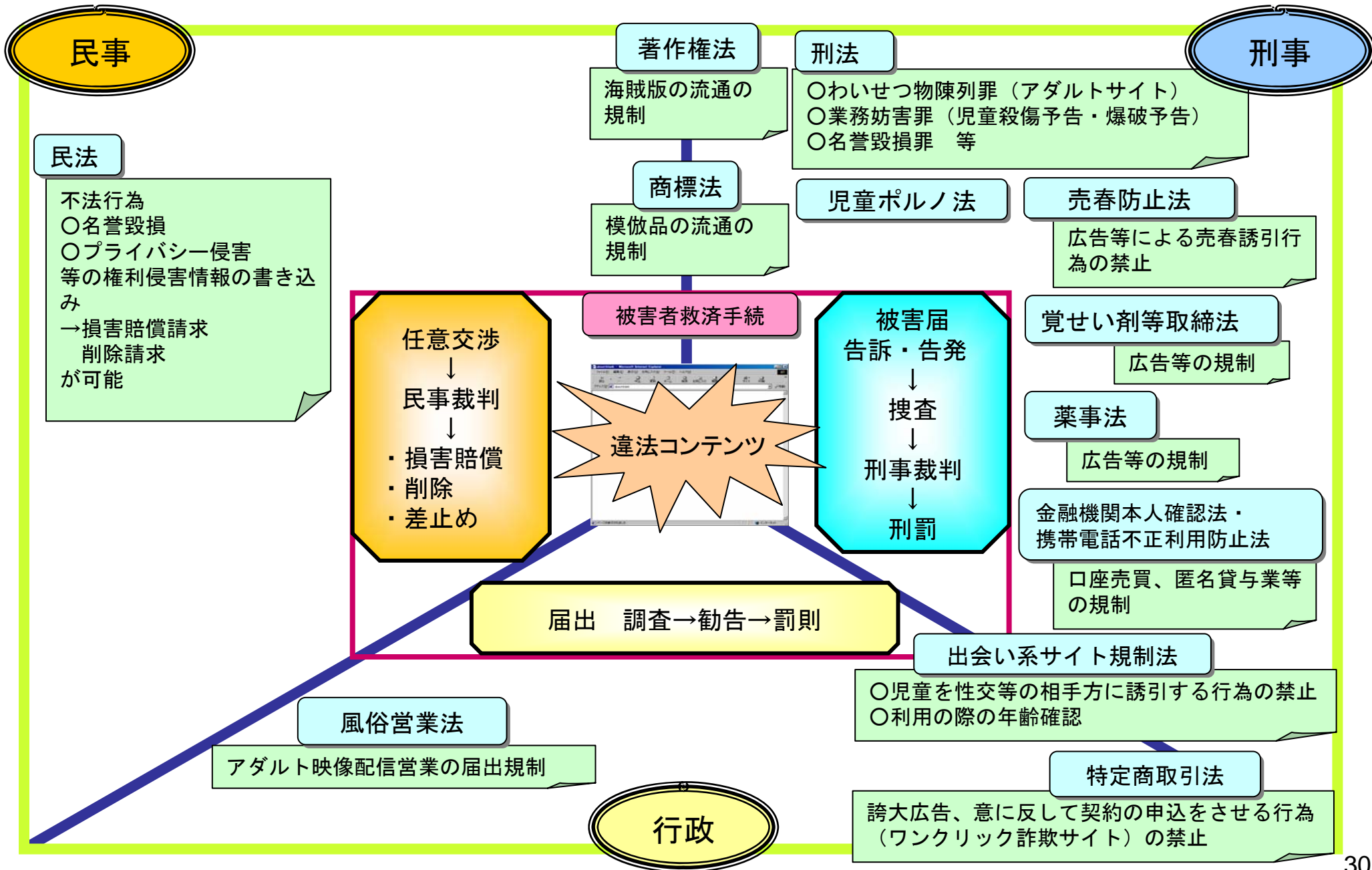
1 「フィルタリング普及啓発アクションプラン」の策定

- 平成18年3月、フィルタリングに関係する4業界(携帯電話・PHS事業者、ISP、パソコン及びフィルタリングソフトメーカー)が共同でフィルタリングの一層の普及を図ることを目的に公表。
- フィルタリングの認知度を2007年3月までに70%に高めることを目標としている。

2 携帯電話事業者等によるフィルタリングの普及促進

- 平成18年11月、総務大臣から携帯電話事業者3者及び業界団体に対し、未成年者が使用する携帯電話におけるフィルタリングサービスの普及促進に向けた自主的取組を強化するよう、以下の内容について要請。
 - (1) フィルタリング推奨の強化
 - (2) フィルタリングの周知・啓発の一層の促進
 - (3) ユーザーニーズに応じたフィルタリングサービスの提供
 - (4) フィルタリング普及に関する定期的な評価の実施

(参考1) 違法情報に関連する法令(発信者関係)



(参考2)違法情報に関連する法令(プロバイダ関係)

民事

刑事

プロバイダ責任制限法

- 権利侵害情報の削除等によるプロバイダ等の責任の範囲を明確化
(ガイドラインにより迅速な削除を実現)
- 発信者情報開示請求権の新設

著作権法

海賊版の流通の規制

商標法

模倣品の流通の規制

刑法

わいせつ物陳列罪
業務妨害罪
名誉毀損罪 等

出会い系サイト規制法

児童ポルノ法

売春防止法

覚せい剤等取締法

薬事法

被害者救済手続

任意交渉
↓
民事裁判
↓
・ 損害賠償
・ 削除
・ 差止め

違法コンテンツ

○ 発信者との共犯関係がある場合
○ プロバイダ自体が送信している等、正犯と認められる場合
を除外、原則として刑事責任はない

民法

権利侵害情報の放置
(削除義務違反の不法行為)
→ 被害者から損害賠償・削除請求

権利侵害でない情報の削除(不法行為)
→ 発信者から損害賠償請求

古物営業法

古物せり斡旋業者(インターネットオークション業者)の本人確認義務【努力義務】

風俗営業法

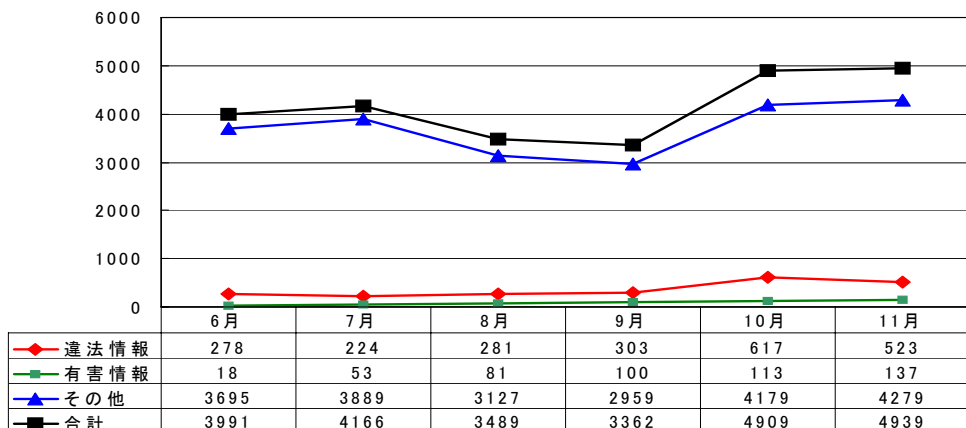
プロバイダが、アダルト映像配信業者によりわいせつ映像・児童ポルノ映像が自己のサーバに記録されたことを知ったときは、その削除等を行う義務【努力義務】

行政

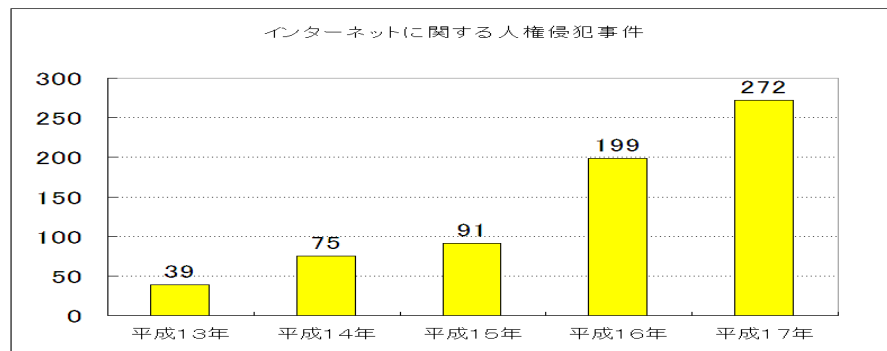
Ⅲ-7 最近の違法・有害情報の発生状況と国民の意識

- インターネット上の違法・有害情報の通報窓口である「インターネット・ホットラインセンター」に寄せられた通報件数、インターネットを利用した人権侵犯件数は、ともに増加傾向。
- インターネットを利用する上で、26.5%が違法・有害情報の氾濫に不安・不満を抱いており、インターネットの情報発信に何らかの規制を望む意見が75%との調査結果も。

「インターネット・ホットラインセンター」への通報件数(平成18年)

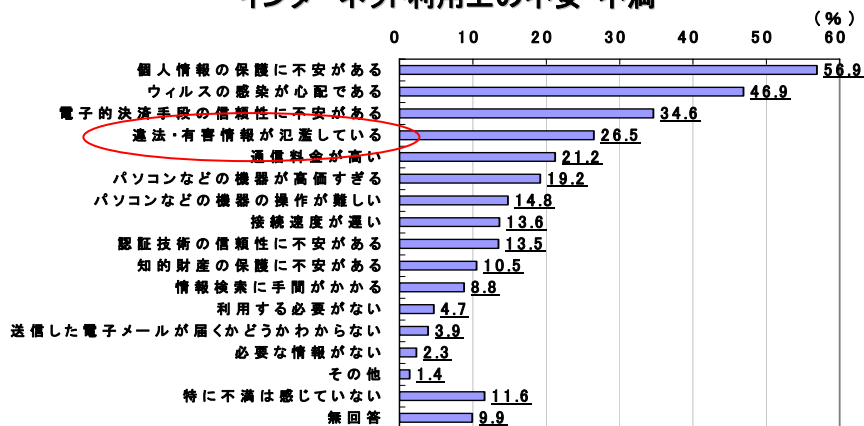


(出典) インターネット・ホットラインセンター



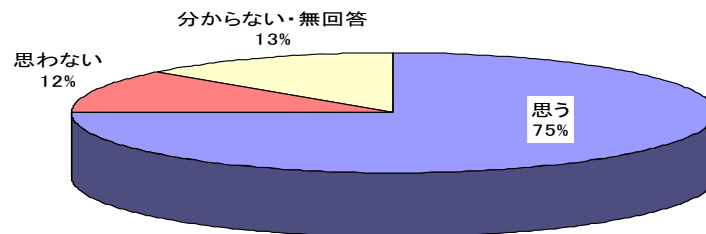
(出典) 平成17年中の「人権侵犯事件」の状況について(法務省)

インターネット利用上の不安・不満

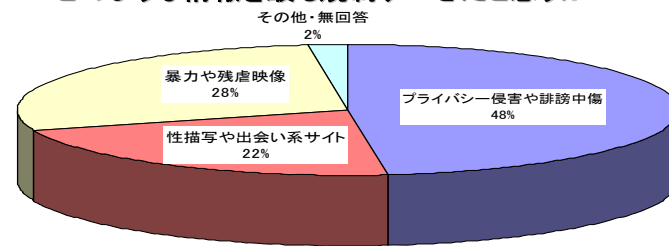


(出典) 平成17年通信利用動向調査(総務省)

インターネットの情報発信に何らかの規制をすべきだと思うか



どのような情報を最も規制すべきだと思うか



(出典) 「ネット社会」をテーマとした全国世論調査(毎日新聞(平成19年1月6日))

(参考1)違法・有害情報問題事案の例(1)

1 脅迫の書き込み

- 「卒業式に乱入、小学生を殺す」とのネットの書き込みで集団下校 (2003.01)
- ネット(2ちゃんねる)に「小学生23人を殺す」と書き込みをした岩手県の中2男子生徒を脅迫容疑で補導 (2003.08)
- ネット(2ちゃんねる)に「日本代表を殺す」と書き込みをした私大生を威力業務妨害で逮捕 (2003.09)
- 官邸ホームページに脅迫メールを送付した大阪府吹田市の男を威力業務妨害容疑で逮捕 (2004.03)

2 名誉毀損・中傷の書き込み

- ネット掲示板で中傷されたとして東京都の法人が掲示板を管理するヤフーに投稿者の身元の情報開示を求めた訴訟で、東京地裁はヤフーに投稿者情報開示を命令 (2003.04)
- ネットで男性を中傷した北海道の教諭を名誉毀損で逮捕 (2003.04)
- ネット(2ちゃんねる)に長崎誘拐殺人事件で補導された少年の名前・写真が掲載され、法務省が管理人に削除要請 (2003.07)
- 交通事故加害者が、死なせた高校生の両親をネット掲示板で中傷し、名誉毀損罪に問われていた男に、大阪地裁が実刑判決 (2003.11)
- イラクで殺害された外交官の遺体写真が掲載されているネット掲示板の管理者に、法務省が削除要請 (2003.12)
- 「2ちゃんねる」の書き込みで名誉を傷つけられたとして、管理運営者に損害賠償などを求めた訴訟の判決で、札幌地裁岩見沢支部は「運営者は、名誉を傷付ける発言を削除する義務がある」として2ちゃんねる管理者に賠償を命令 (2006.01)
- 事故死児童の写真をHPに掲載した小学校教諭を遺族が侮辱罪で告訴 (2006.12)
- 東京都の男性が、個人の誹謗中傷に関する発信者情報開示の仮処分決定を無視し続けた「2ちゃんねる」の管理人の全財産、ドメインの仮差し押さえを申し立て (2007.1)

3 配信・著作権関係

- ヤフーのロゴ等を盗用した偽ヤフーに共同通信を装い“中国が沖縄侵攻”と偽記事を掲載した男を著作権法違反などで捜査 (2005.10)
- 日本レコード協会が、ファイル交換ソフトによって音楽を不正公開している個人名の開示をプロバイダに求める訴訟を提起 (2006.05)
- 東京地裁が音楽データ不正公開に関与した19人の名前をプロバイダー3社に開示命令 (2006.09)
- ユーチューブにTV局、著作権管理団体が一斉に「違法動画」削除を要請し、ユーチューブは動画3万件を削除 (2006.10)

(参考1)違法・有害情報問題事案の例(2)

4 闇サイト・裏サイト閲覧が原因とみられる事件

- 自殺サイトで知り合い、山梨で集団自殺未遂の4人を自殺ほう助未遂容疑で書類送検 (2003.09)
- ネットの掲示板で知り合った男に妻の殺害を依頼したとして滋賀県の男を殺人未遂容疑で逮捕 依頼を受けて妻を襲った男(強盗致傷容疑ですでに逮捕)を同容疑で再逮捕 (2003.10)
- 埼玉で消費者金融のATMを爆破し現金を盗もうとしたとして爆発物取締罰則違反容疑などで逮捕された男が、ネットで爆発物製造の知識を得、薬局で材料を調達したと供述 (2004.02)
- ネットで爆発物製造情報入手し爆発物を作製し、同級生に大けがを負わせた中3の少年を重過失傷害容疑で書類送検 (2004.04)
- 高校生がネット上の爆発物製造方法を記載したサイト等を参考に爆発物を作成、使用し、傷害容疑で逮捕 (2005.06)
- ネットの掲示板に「覚せい剤売ります」と広告を出し、会員制覚せい剤密売組織を運営していた暴力団の男を覚せい剤取締法違反容疑で逮捕 (2005.08)
- 消防救急隊員の女が不倫相手の妻殺害を殺人請負サイトで依頼し、女を暴力行為等処罰法違反(集団犯罪等の請託)で逮捕 (2005.09)
- 携帯サイト(「闇の職業安定所」という名のサイト)で強盗団を結成し、290万円相当奪った3人の男を強盗容疑で逮捕 (2005.09)
- 消防救急隊員殺害依頼事件で殺人依頼サイト管理者を詐欺容疑で逮捕 (2005.10)
- ネットで殺人依頼し父親を殺害したとして、長野の長男と実行役を殺人容疑で逮捕 (2006.01)

5 P2P型ファイル交換ソフトであるウィニーによる情報流出

- ウィニーで県議の口利きが「2ちゃんねる」に流出 (2006.01)
- ウィニーで高岡市の精神疾患患者のデータがインターネット上に流出 (2006.08)

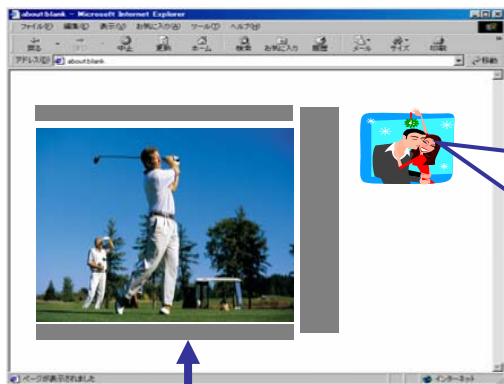
6 インターネット上の取引でのトラブル

- インターネットオークションを通じて改造空気銃を所持した疑いで警視庁警察官ら15人を書類送検 (2005.07)
- ネット競売で代金を受け取りながら品物を送らない電気製品販売会社を警視庁などが捜査。26都道府県で1000人以上の被害、被害総額数千万円 (2005.08)
- ネットで取引されているタイ製のやせ薬服用で女性死亡。国内未承認の成分検出で厚生労働省が麻薬及び向精神薬取締法違反の疑いで個人輸入代行業者に警告メール送信 (2005.09)

(参考2) 無料動画配信サービス・検索サービスの動向

○ インターネット上の無料動画配信サービスや無料検索サービスの提供が拡大するなかで、以下のような、従来型メディアでは想定されない事例が発生。

無料動画配信サービスで出会い系サイト等の広告(リンク)を提供

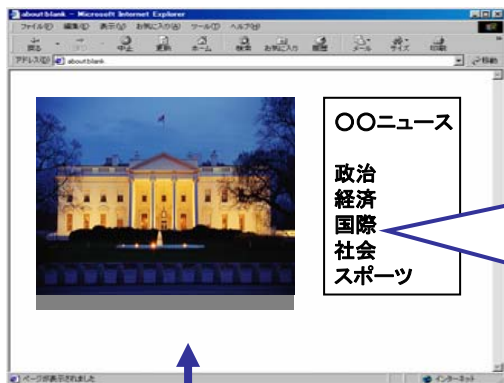


動画を視聴中、出会い系サイトの広告など青少年に有害な広告画像を常時掲示(リンクも)



好きな動画を視聴(無料)

無料動画配信サービスで、海外の報道機関が提供するニュースをワンクリックで自動連続再生

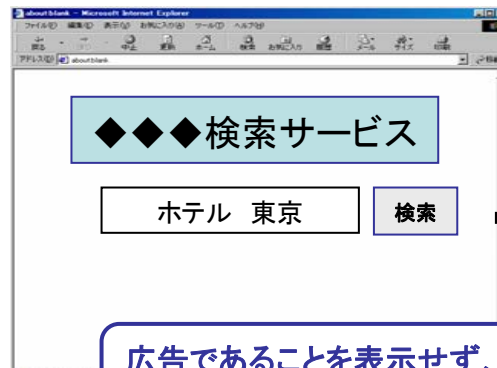


項目を一度選択(クリック)すると、動画表示画面で、当該項目に該当するニュースを連続再生



ニュース動画連続再生

検索サイトが、広告支払い額に応じて結果の表示順位を決定



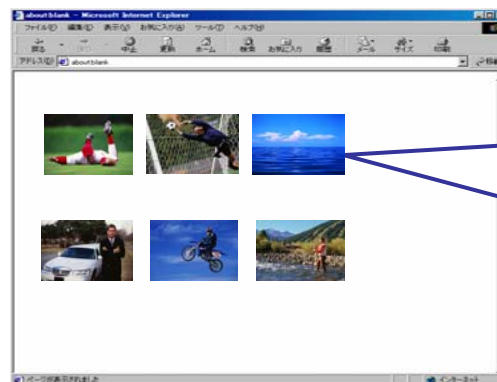
広告であることを表示せず、広告支払い順に結果表示

○○○ホテル
×××ホテル
△△△ホテル
.....



東京出張の宿を検索しよう...

企業が販促用動画を、一般人が作成したように品質を落とすなどして動画共有サイトに投稿



画質を落とし、ロゴの表示を減らすなど、素人が制作・演出したように販促用動画を作成し、動画共有サイトに投稿



Ⅲ-8 「公然性を有する通信」と表現の自由に関する学説

○「通信の自由」という視点を提起する見解、通信と表現の峻別を維持する見解、通信の秘密の概念を限定する見解がある。
○また、「サイバー法」という視点から、「表現の自由」「通信の秘密」の保障の趣旨とともに、既存の法の課題も検討すべきとの見解もある。

＜放送と同様に、通信の自由の問題として捉えるべきとする説＞

「放送は、憲法学では放送による表現の自由を意味する『放送の自由』の問題として議論されている。…通信内容に秘匿性のないコミュニケーションを、憲法の保障する通信の秘密の問題として論じることが適切であるのか。わたくしは、これを表現の自由、あるいは通信による表現の自由という意味における「通信の自由」の問題としてとらえるべきではないかと考えている。ただし、その際にも匿名による表現の自由は原則として保障されるため、通信の自由を行使する電気通信サービス利用者の個人情報保護という問題は残る。

インターネットの普及によって、コンピュータ・ネットワーク上では私的なコミュニケーションと公的なコミュニケーションの境界は、かつてほど明確ではなくなっている。だが、このような状況においてこそ、憲法による通信の秘密の保障を相対化しないために、通信による私的なコミュニケーションの信頼性の保護という本来の意義に限定して理解されるべきものと思われる。」

(鈴木秀美「通信の秘密」1999年 憲法の争点第3版)

＜通信と表現の峻別を維持しつつ対応すべきとする説＞

「このような状況のなかでは、憲法が想定していた通信と表現の峻別をもはや放棄すべきか、それとも何とかそれを維持すべきかの選択を迫られる。…この問題に対し、現時点では、はっきりとしたコンセンサスは存在しない。おそらく現実的なのは、通信と表現の峻別を維持しつつ、コミュニケーションとしての性格に応じて、通信と表現のそれぞれ異なった憲法法理を適用することであろう。そうすれば、情報の送信行為自体は通信とみて通信の秘密が保護されなければならない、インターネットの利用形態のうち、電子メールは通信としてその秘密が保護されなければならない、掲示板の利用や電子会議室の利用、ホームページを開いたりほかのホームページにアクセスしたりすることは表現として表現の自由の保護が認められねばなるまい。インターネット・ラジオやインターネット・テレビも同様である。」

(松井茂記「インターネットの憲法学」2002年)

(参考) 風営法の届出規制と表現の自由についての論評

「…今回の風営法の改正による、インターネット上の表現に対する対応は、本法の基本的枠組みの延長線上で、さしあたりとりうる措置を講じたもの、という性格をもっている。そのために、一方では、青少年保護目的の規制としては、その実効性の点で法規制の網の外に置かれる部分を多く残し、他方で、豊かな可能性を秘めた新しいメディア上の表現活動への対応に伝統的な風俗営業規制の手法を接ぎ木していることによる、表現の自由との不適合のおそれなど、なお議論が続けられるべき余地を残している。」

(山口いつ子「風営法改正と青少年保護」1998年法律時報70巻11号)

※敬称略。学説に関する抜粋箇所及び下線部は事務局の判断による。

＜通信の秘密の概念を限定すべきとする説＞

「…従来の意味での通信の秘密、通話内容を含めた包括的かつ主観的・形式的な通信の秘密の概念は、通信回線を用いて行われる通信のすべてではなく、その一部に限定して維持されるべきであると考えている。

…人と人との間の私的な一対一の通話の実質を持つもののみに「通信の秘密」の概念を狭く限定することにより、伝統的な意味での通信の秘密はその本来の意味を取り戻すことができるといえよう。」

(多賀谷一照「行政とマルチメディアの法理論」1995年)

＜「サイバー法」という視点から再検討すべきとする説＞

「…サイバー法という視点を立てることは、個々の問題解決にあたって、法の全体を照らす基本的な価値規範に立ち返り、インターネットにおける自由な表現活動や情報流通が個人や社会にいかにも価値をもたらし、またその弊害をコントロールするにはどうすればよいかということについて、より根源的なレベルで考えさせるという意義があるといえる。」

「…サイバー法という視点は、基本原理とともに、既存の法の課題をも、いわば『イルミネート』するのである。…(初期のサイバー法概念は)既存の法制度がすでに多くの問題を抱えており、しかもそれらに対する根本的な解決方法は容易に見出せないという問題意識があったからこそ、未知で豊かな可能性を持つサイバースペースにそうした既存の法の難点を持ち込むことは極力避けたい、という考え方につながっていたと考えられる。」

「…サイバー法概念に含意されていた視点を、…ユビキタス化による社会変容の文脈で敷衍していくことは、…「表現の自由」や「通信の秘密」をそもそも憲法で保障することの意味は何かという原理的な考察を促すとともに、さまざまな法領域にわたり従来の制度枠組みが抱えてきた課題をも改めて照射し、ユビキタス情報社会の基盤設計のあり方を『イルミネート』する契機をもたらすものと考えられるのである。」

(山口いつ子「ユビキタス時代における『サイバー法』概念の展開」

ダニエル・フット/長谷部恭男編「メディアと制度」(2005年)所収)

IV 諸外国の状況(コンテンツ関係)

- IV-1 諸外国のコンテンツ関連制度の枠組み(イメージ図)
- IV-2 米国のインターネット上の違法・有害情報規制(通信品位法等)
- IV-3 EU 視聴覚メディアサービス指令案(その後の審議状況等)
(参考)ネット映像配信に対する放送規律の適用
- IV-4 フランス・ドイツにおける「公然性を有する通信」の位置づけ
(参考)「公然性を有する通信」に対する行政上のコンテンツ規律
- IV-5 英国「公衆サービス放送」(Public Service Broadcaster)
(参考1)放送の定義
(参考2)放送番組に関する規律(テレビ放送)
(参考3)地上テレビ放送の「マストキャリー」制度

IV-1 諸外国のコンテンツ関連制度の枠組み(イメージ図)

米国

→サービス類型ごとにコンテンツ規律



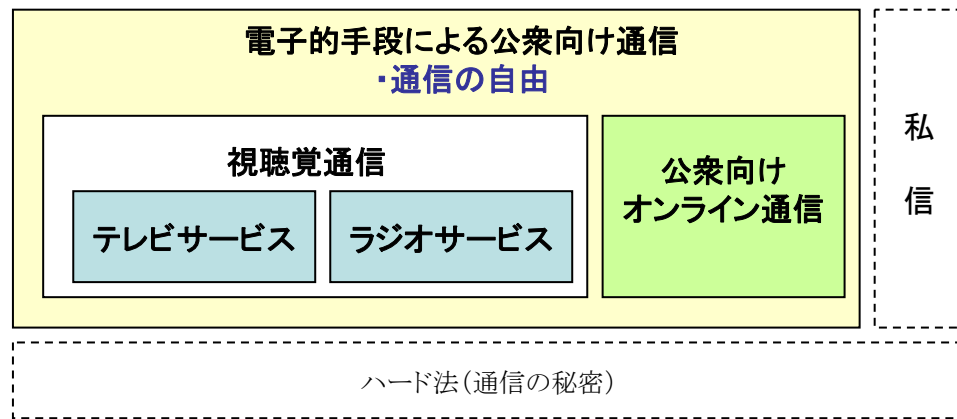
修正1条 連邦議会は、…言論及び出版の自由を制限する…法律を制定できない。

通信品位法(刑事罰)違憲判決後も青少年保護を目的としたCOPA法、CIPA法が成立し違憲訴訟へ

それぞれコンテンツ規律の適用を受ける。(行政規律)

フランス

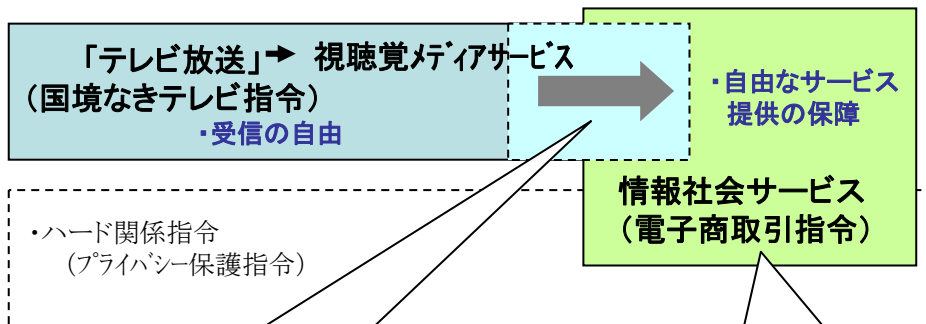
→公衆向け通信の概念を設け、通信の自由を規定



公衆向け通信の部分概念として視聴覚通信、公衆向けオンライン通信を設け、それぞれ規律(視聴覚通信法、デジタル経済法)

EU

→「テレビ放送」を、IPTV、ウェブキャストなど「テレビ類似」サービス(マスメディア)への拡大を検討中

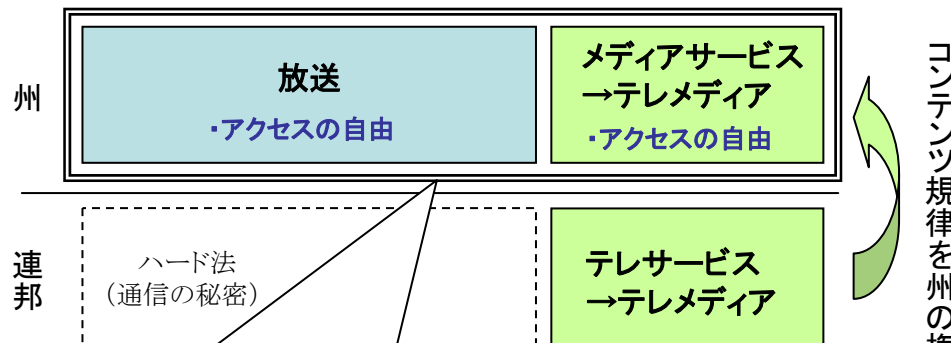


映像サービス全体を「テレビ放送」(リアサービス)と「オンデマンドサービス」(ノンリアサービス)に分類し、コンテンツ規律を適用する枠組みを提示。
重畳部分は、一部規定を除き、こちらが優先適用

サービスの自由な提供を保証し、制限できる場合を限定的に規定
違法情報削除、プロバイダ免責に関する規定

ドイツ

→オンラインサービスを「テレメディア」に統合し、コンテンツ規律について放送制度との一本化を検討中



テレサービス(個人利用)とメディアサービス(公衆向け)の区分を、実体経済に即して、「テレメディア」として一元化。コンテンツ規律を放送に関する州間協定に一本化(放送とテレメディアに関する州間協定)

コンテンツ規律を州の権限に

IV-2 米国のインターネット上の違法・有害情報規制(通信品位法等)

- ・米国では、修正第1条の解釈上、「送り手の自由」を制約する考え方について慎重な立場。
- ・このため、放送における公平原則の適用(再免許拒否など法的規範性あり)については、放送規制の特殊性を踏まえ、「知る権利」の重要性を謳い合憲とする一方、通信品位法(わいせつ、下品、明らかに不快な通信に対する刑事罰)についてはその特殊性を認めず、わいせつに関する部分を除き、定義があいまい等の理由で違憲と判断。
- ・しかし、その後も未成年者を有害情報から保護する立法(COPA法、CIPA法)が行われ、違憲訴訟へ。

〔合衆国憲法修正第1条〕

「連邦議会は、国教の樹立を規定し、もしくは信教上の自由な行為を禁止する法律、または言論及び出版の自由を制限する、または人民の平穩に集会をする、また苦痛事の救済に関し政府に対して請願をする権利を侵す法律を制定することはできない。」

通信品位法(連邦通信法223条)

- (a) 次に該当するいかなる者も、…罰金若しくは2年以下の禁固に処し、又はこれを併科する
- (1) 州際通信又は対外通信について、次の行為を意図的に行った者
- (A) 電気通信装置によって、他人を不快にし、虐待し、強迫し又はいやがらせる目的で、わいせつな、淫らな、好色な、卑猥な又は下品な論評、要求、提案、申し出、画像その他の通信について、次の事項を行った者
- (i) 当該通信を行い、作成し又は要請すること。
- (ii) 当該通信の伝送を行うこと。

1997. 6最高裁判決

「下品」「あきらかに不快」について、あいまいで萎縮効果を持つとして違憲判決。その際、(放送との比較について)以下の判示。

- 放送媒体に対する広範な政府規制の歴史、初期における利用可能な周波数の希少性、「侵入的」性格という放送規制の特殊性はインターネットには存在せず、修正第1条の表現の自由の最大限の保護が及ぶ。
- 下品な番組の昼間時間帯放送に係るラジオ局への制裁を認めた判決を先例とする主張に対し、先例は表現自体でなく時間帯が問題であり、ラジオ局について関連の深いFCCの評価によること(本件はインターネットと関連の深い機関の評価ではない)、課される制裁が刑罰ではないこと等を理由に否定。

しかし、その後も未成年者保護の立法が行われる。(違憲訴訟も提起されたが、最高裁の判断もやや変化しているといわれる。)

1998 「児童オンライン保護法」(COPA) 制定

未成年者にとって利用可能で、有害なものを含んでいる通信をWWWにより営業目的・故意で行った者に対する民事・刑事罰を規定

1999 「児童インターネット保護法」(CIPA)

政府からの補助金適用の条件として、学校及び図書館において、児童に有害な情報にアクセスできないよう必要な技術的措置を講じることを求める旨を規定。

IV-3 EU 視聴覚メディアサービス指令案(その後の審議状況等)

※特に記載していない箇所は、理事会修正案の規定による。

- ・2005年12月に欧州委員会が提出した「視聴覚メディアサービス指令案」に関し、2006年11月にEU理事会が「一般的なアプローチ」(議会に対し理事会の意見を表明したものを)、12月に欧州議会(第1読)が修正案を採択。
- ・リニア・ノンリニアによるサービス区分等制度の基本的枠組みを維持しつつ、審議の過程で対象範囲(＝マスメディア)の明確化等を図っている。
- ・2007年5月24、25日のEU理事会での政治的合意に向け、ドイツ(理事会議長国)と欧州議会との間で調整が行われる予定。

視聴覚メディアサービス※1 ➡ 受信の自由の確保

「電子通信ネットワークにより一般大衆を対象とする番組を提供することを主目的とし、提供者の編集責任※2に属しているサービス」

【全てのサービスに適用される規定】

- ・提供者の名称、住所、電子メール等の表示義務
- ・性別、人種、宗教、国籍に基づく憎しみの扇動の禁止
- ・視聴覚商業通信(テレビ広告など)に対する規制(広告識別・内容規制等)、ポダクトプレイスメント広告の原則禁止等

オンデマンドサービス(ノンリニアサービス)※2

「利用者の選択した時期に、独自のリクエストにより、提供者が番組を提供」

- ・未成年の保護(有害コンテンツの視聴防止措置)
- ・欧州作品の制作、アクセス促進
- 等

テレビ放送(リニアサービス)※3

「提供者がスケジュールに基づき同時視聴の番組を提供※4※5」

- ・重要イベント等へのアクセス確保
- ・欧州作品・独立系制作者の割合確保
- ・未成年の保護(有害番組の放送禁止、有害懸念番組の視聴防止措置)
- ・反論権
- ・広告規制(総量、挿入間隔等)
- 等

両指令の規定が相反する場合、原則、視聴覚メディアサービス指令を優先適用

- ・サービスの自由な提供の確保
- ・公共の秩序の保護など自由を制限できる理由の限定列挙

- ・提供者の名称、住所、電子メール等の表示義務
- ・商業的通信の情報提供義務
- ・電子的手段による契約締結

- ・仲介の提供者の責任・免責に関する規定※7

情報社会サービス※6 (電子商取引指令)

- ・消費者保護・青少年保護の行動規約定立

※1 視聴覚メディアサービスの定義は、スケジュールかオンデマンドかに関わりなく、マスメディア、すなわち、一般大衆のかなりの部分(a significant proportion of general public)に受信されることを目的とし、明確な影響力をもちうるものに限定される(私的な通信、コンテンツ配信が主目的でない場合は除外)。(前文)
【議会修正では、「本指令が正当化されるためには、報酬の有無やサービスの期間、継続性により特徴づけられる経済的要素が重要」とする。(前文)】

※2 編集責任とは、テレビ放送の場合は時間編成、オンデマンドの場合はカタログ編成といった、番組(個別の項目を構成する動画のセット)の構成・選択の双方について事前の監督を行うこと。(前文)

※3 オンデマンドサービスは、「テレビ類似」すなわちテレビ放送を巡って競合し、サービスへのアクセスの性質及び手段が、利用者に本指令の規制による保護を合理的に期待させることを特徴とする。(前文)

※4 議会修正では、「不特定多数の視聴者に対する提供」という要件を定義に追加し、前文で「テレビ放送は、アナログ・デジタルテレビ、ライブ・ストリーミング、ウェブキャスト、ビデオ・オン・デマンド類似のサービスを含む」と記述。

※5 同時視聴の概念は、伝送過程に固有の技術的な理由に起因する放送の伝送と受信の間に生じる短い時間差が多様であることから、準・同時視聴の場合を含む。(前文)

(参考)電子商取引指令について
情報の自由な流通の確保を前提として、「電子商取引」を含む「情報社会サービス」全体に対して適用される法原則を定める。

※6 情報社会サービス
通例有償で電子的に遠隔から、かつ受領者の個別的要求に基づいてもたらされるサービス(テレビ放送、ラジオ放送を除く)

※7 「純粋な伝達」、「キャッシング(中間的保存)」、「ホスティング(入力情報の記録)」の3類型に分けて、提供者が免責される要件を規定。

(参考) ネット映像配信に対する放送規律の適用(注)

| | | 米 国 | 英 国 | 仏 国 | 独 国 | 韓 国 |
|-----------------------|---|--|--|---|---|---|
| 主な 放送規律 | | 34年通信法 96年通信法 | 90年放送法 96年放送法 03年通信法 | 視聴覚通信法 | 各州州法 放送州間協定 (メディアサービス州間協定) | 放送法 |
| 閉 域 網 | リニア (ライブ型) 番組提供者が送信の タイミングを決定し、編 集する映像コンテンツ 配信形態 | ○(適用あり) | ○(適用あり) | ○(適用あり) | ○適用あり | △(検討中) |
| | | 《参入》通信法(ケーブル・OVS) 《番組》通信法 【例】FiosTV(ベライゾン)、 U-verseTV(AT&T) | ・公衆の受信に供されるもの 《参入》03年通信法 《番組》03年通信法、Ofcom番 組基準 【例】Video Networks, Kingston Communications | 《参入》視聴覚法に基づく協約 《番組》視聴覚法の適用あり 【例】マリニユTV(フランステレコム) | ・ネットによる独占的な放送番 組の伝送、付加的に同時並 行で行われる放送番組の伝 送は含まれる 《参入》《番組》各州州法、放送 州間協定 【例】ドイツテレコム(予定) | ・2006年1月から、放送委員 会において、IPTVをはじめ とする融合サービスの 規制などの在り方につい て検討中 (実施事業者はなし) |
| | ノンリニア (VOD型) 受信側が特定の番組 の伝送の時間を決定 する形態 | ○(適用あり) | ×(適用なし)※1 | ×(適用なし)※1 | ×(適用なし)※1 | △(検討中) |
| | | 《参入》通信法(ケーブル・OVS) 《番組》通信法 【例】FiosTV(ベライゾン)、 U-verseTV(AT&T) ※リニア型、ノンリニア型双方の サービスを提供 | 《参入》適用なし 《番組》一般的な違法有害情報 対策の対象 【例】Video Networks, Kingston Communications ※リニア型、ノンリニア型双方の サービスを提供 | 《参入》許認可なし(デジタル経 済法) 《番組》一般的な違法有害情 報対策の対象(デジタル経済 法) 【例】フランステレコム | ・メディアサービス(公衆向けマル チメディア通信)に該当 《参入》許認可なし(メディアサービ ス州間協定) 《番組》メディアサービス州間協定 | ・2006年1月から、放送委員 会において、IPTVをはじめ とする融合サービスの 規制などの在り方につい て検討中 (実施事業者はなし) |
| オ ー プ ン 網 | ノンリニア (VOD型) 受信側が特定の番組 の伝送の時間を決定 する形態 | ×(適用なし) | ×(適用なし)※1 | ×(適用なし)※1 | ×(適用なし)※1 | △(一部適用) |
| | | 《参入》「情報サービス」として 非規則 《番組》一般的な違法有害情 報対策対象 | 《参入》適用なし。 《番組》一般的な違法有害情報 対策の対象。 | 《参入》許認可なし(デジタル経 済法) 《番組》一般的な違法有害情 報対策の対象(デジタル経済 法) 【例】フランステレコム | メディアサービス(公衆向けマルチ メディア通信)に該当 《参入》許認可なし(メディアサービ ス州間協定) 《番組》メディアサービス州間協定 | 《参入》電気通信事業法に基づ く、付加通信事業者としての 届出 《番組》放送事業者に対しては 放送委員会、その他の事業 者に対しては情報通信部が 所管※2 |

※1 EU委員会では、VODによる映像配信について、最小限の放送コンテンツ規律を課す指令案を検討中。

※2 放送事業者がオープン網で映像配信を行う場合には、放送委員会により、放送法に基づく番組規律の適用を受ける。その他は違法有害情報対策の対象。

(注) 上記は典型事例についての整理であり、各国において境界事例がどの類型に区分されるか、必ずしも明らかではない。41

IV-4 フランス・ドイツにおける「公然性を有する通信」の位置づけ

フランス

2004年デジタル経済法により、「公衆向けオンライン通信」の概念を創出し、「視聴覚通信」の自由の確保を、両者を統合する概念「**電子的手段による公衆向け通信**」の自由として規定。

「視聴覚通信法」(放送規律)

「**視聴覚通信を行うことは自由**」である。この自由の行使は、一方において人間の尊厳、他人の自由と財産及び思想、言論の表現の多様性の尊重のために、他方において公共の秩序の維持、国防上の必要性、公共サービスの要請、通信手段に固有の技術的制約及び国内の視聴覚制作産業を発展させる必要性のために、必要とされる限度においてのみ制限することができる。…」

テレビサービス

ラジオサービス

- 番組サービスの許可
- マルチプレックス許可
- 放送用無線局免許(地上波)

- 番組規律
- ・青少年保護
- ・報道番組規律
- ・欧州制作番組確保
- ・広告規制 等

郵便・電子通信法典(通信の秘密)

2004年デジタル経済法

「視聴覚通信法」(放送規律)

「**電子的手段による公衆向け通信(※1)**は自由」である。この自由の行使は、…(改正前規定とほぼ同旨)…の必要性から求められる措置を除き、制限されてはならない。」

視聴覚通信(※2)

テレビサービス

ADSLテレビ

ラジオサービス

「デジタル経済法」
公衆向けオンライン通信

VOD

「個人の要求による、送信者と受信者の間における情報の相互的な交換を可能とした電子通信手段による、私信としての性格を持たないデジタル・データの伝送すべてを指す。」

- 提供者の名称・所在地等の表示
- 電子商取引
- ISPの責任制限(郵電法の改正)
- セキュリティ

※関連する民法・刑法、知的財産権法等の改正を含む。

郵便・電子通信法典(通信の秘密)

※1 「電子通信の手法により、私信のあらゆる性格を持たない符号、信号、文書、画像、音声又はメッセージの、公衆又は様々なカテゴリーの公衆への提供のすべてを指す。」
 ※2 「公衆への提供の方法がいかなるものであれ、公衆向けのラジオ・テレビサービスを提供するすべての通信と、それ以外で公衆向けオンライン通信には属さないサービスの電子的手段による公衆向け通信すべてを指す。」

ドイツ

1997年より、「テレサービス」(個人利用)「メディアサービス」(公衆向け)を設け、規律してきたが、実体経済に即した規律体系にするため、両者を「テレメディア」に統合、州政府がコンテンツ規律を、連邦がデータ保護等を担当することを内容とする法案を提出(2007年1月に下院通過)。

放送

放送州際協定により
コンテンツ規律等
・アクセスの自由

メディアサービス

公衆向けマルチメディア通信→州の権限
メディアサービス州際協定でコンテンツ規律、データ保護等
・アクセスの自由

テレメディア法案

放送

「テレメディア」に統合

州は放送型コンテンツ規律を担当

電気通信法(通信の秘密)

テレサービス 個人利用のマルチメディア通信→連邦の権限

電気通信法(通信の秘密)

連邦はデータ保護等を担当

関する州間協定(予定)放送とテレメディアに

(参考) 「公然性を有する通信」に対する行政上の「コンテンツ規律」

| | EU | フランス | ドイツ |
|-------------------|---|--|--|
| 根拠法 | 電子商取引指令 | デジタル経済法 | メディアサービス州間協定 |
| 定義規定 | 「情報社会サービス」通例有償で電子的に遠隔からかつ受領者の個別的な要求に基づいてもたらされる各サービスをいう。(テレビ・ラジオを除く) | 「公衆向けオンライン通信」個人の要求による、送信者と受信者の間における情報の相互的な交換を可能とした電子通信手段による、私信としての性格を持たないデジタルデータの伝送全てを指す。 | 「メディアサービス」電磁波を利用して接続線なしで、あるいは導線を用いて頒布される文字、音声又は画像による公衆向けの情報通信サービス |
| 表現の自由とその制約 | <ul style="list-style-type: none"> ・構成国は、他の構成国からの情報社会サービスの自由な提供を制限してはならない※。 ・公共の秩序の保護、特に青少年保護を含む犯罪行為の防止、個人の尊厳の侵害からの保護、公衆保健の保護、公共の安全、消費者の保護等の場合を除く。 | <ul style="list-style-type: none"> ・電子的手段による公衆向け通信は自由である。 ・この自由の行使は、個人の尊厳、他者の自由と所有権、思想・意見の諸潮流の表現の多元性尊重により、公共秩序の維持、国防上の必要、公共サービスの要請、通信手段に固有の技術的制約及び視聴覚サービスの視聴覚制作を進展させる必要性から求められる措置を除き、制限されてはならない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービス供給の自由は制限されない。 ・公共の秩序、公共の安全等サービス供給の自由が制限される場合の限定列挙 |
| 参入規制 | 加盟国は、許認可を要するものでないことを確保 | なし(公衆向け通信は自由) | 認可も届出も不要 |
| 発信者等に対する規律 | <p>「サービスプロバイダ」として一体的に規律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○プロバイダの名称、住所、電子メールアドレスの表示等 ○商業的通信の情報提供義務 <ul style="list-style-type: none"> ・商業的通信であることの識別 ・委託した者の識別、アクセスの確保 ・(求めによらない電子メールの)識別 <p>○仲介のプロバイダの責任</p> <ol style="list-style-type: none"> ①単純伝送(純粹伝送管)の場合の免責要件 ②キャッシング(ユーザにより入力された情報の通信網への伝送)の場合の免責要件 ③ホスティング(ユーザにより入力された情報の記録)の場合の免責要件 ④伝送・記録する情報を監視する義務をプロバイダに一般的に課すことの禁止 | <ul style="list-style-type: none"> ○公衆オンラインサービス編集者の名称、住所等の公衆への提供 ○反論権制度の適用(→違憲との判断で削除) ○電子商取引 <ul style="list-style-type: none"> ・自由な活動の確保 ・名称・住所等へのアクセス提供義務 ・広告識別の確保 ・割引・キャッシュバック等の広告の明確な表示 ・ダイレクト・マーケティング規制 | <p>「サービスプロバイダ」として一体的に規律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○名称、住所等のアクセス提供(業務上とそれ以外の場合を分けて規定) ○商業通信であることの表示、委託した者の識別 ○サービスプロバイダの責任、免責 <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝送型の場合、中間蓄積型の場合、蓄積型の場合の免責要件 ・通信の秘密の適用 |
| 管理者等に対する規律 | | <ul style="list-style-type: none"> ○公衆向けオンライン通信サービスのアクセスを提供する者の責任・免責要件 ○データ保存義務 ○広告規制 | <ul style="list-style-type: none"> ○憲法に基づく秩序の適用 ○情報提供を含む場合のジャーナリズム原則の適用 ○青少年保護 ○広告の識別、サブリミナルの禁止 ○広告、スポンサーに関する放送州間協定の一部準用 ○反論権の適用 ○個人データの保護に関する規定 |
| その他の規律 | <ul style="list-style-type: none"> ○電子的手段による契約締結 <ul style="list-style-type: none"> ・電子的方法による契約締結の確保 ・契約締結の場合のプロバイダによる情報提供義務(手順、契約文言の保存、訂正等の手段など) ・注文の場合の原則 | <ul style="list-style-type: none"> ○電子商取引に関する規定 <ul style="list-style-type: none"> ・契約による責任等 ・電子的形式の契約の責任事項、記述事項等 ○サービスの中断を著作権侵害と位置づけ(知的財産権法の改正) ○暗号技術・暗号サービス | |

※ EU電子商取引指令 前文(抜粋)

(8)本指令の対象は、構成国間での情報社会サービスの自由な流通の確保のための法的枠組みを創ること・・・

(9)多くの点において、情報社会サービスの自由な流通は・・・欧州人権条約第10条第1項(注:表現の自由を規定)の意味での自由な意見表明の権利の、共同体法上の特別の反映でありうる。・・・ 43

IV-5 英国「公衆サービス放送」(Public Service Broadcaster)

- 英国では、2003年通信法において、アナログ地上波テレビ放送を行っているBBC、Channel3(ITV)、Channel4、Channel5(Five)等を「公衆サービス放送(Public Service Broadcaster:PSB)」と位置づけ、それらが担う公共的目的や達成方法を法律で具体的に明記。
- 同法264条では、Ofcomに対してBBCを含むPSBの維持・強化を目的とした見直しを行うことを義務づけ。
- Ofcomは2005年2月に最終報告を公表し、各PSB事業者への勧告とともに、新たなブロードバンド通信やモバイル通信を含むプラットフォームを活用した公衆サービス・コンテンツを配信する「公衆サービス配信事業者(Public Service Publisher:PSP)」のスキーム創設を提案。

2003年通信法「テレビジョンに関する公衆サービスとしての任務」の概要(第4章)

1 公衆テレビジョン放送の目的

- 広範囲の素材を扱う番組を確実に視聴可能な状態にするサービス提供
- (公共テレビジョン放送の番組の放送日及び放送時間を考慮して)可能な限り多様な視聴者の需要に応じ、関心を満たす見込みのある方法によるサービス提供
- (総合して、同一の事項を考慮して)性質及び素材に関して、視聴者の需要に応じ、関心を満たすために、適切に均衡したサービス提供
- (総合して)公共テレビジョン放送に含まれる番組に関し、特に次に掲げる点において高い一般的基準を維持するサービス提供
 - ・番組の内容
 - ・番組制作の質
 - ・番組制作に用いられる職業上の技術及び編集上の高潔性

2 公衆テレビジョン放送の規律に関する規定

- 公共テレビジョン放送の目的達成方法
- 各チャンネルによる番組方針に関する文書の策定
- Ofcomによる見直し検討
- Channel3, 4, 5それぞれの公衆サービスとしての任務
- 各チャンネルの自主制作番組・独立制作番組、地域制作番組への割当時間等

ケーブルテレビ・衛星放送におけるマストキャリアー・マストオファー制度の適用

PSBレビュー最終報告(Ofcom 2005/2) ~ PSP(Public Service Publisher)の創設を提言

- ・新たな配信技術を活用したサービス、コンテンツの発展を担う
- ・デジタルTVのみならず、異なったデジタル・オンデマンドプラットフォームでの配信
 - ※現在、BBCのみがそのような広範囲なコンテンツ配信を実施しているが、PSPの創設により、従来の公衆テレビ間の競争のような、ブロードバンドコンテンツ間の品質競争が実現
- ・広く民間からビジネスプランを募り、最も優れた申請に対し公的支援
 - ※現在も具体案を検討中。本年度中に作業結果を公表予定。

(参考1)放送の定義

| 米 国 | E U | 英 国 | 仏 国 | 独 国 | 韓 国 |
|---|---|---|--|---|---|
| <p>◆放送・ケーブルについては、伝送路ごとにサービスを定義。 ◆特定加入者向けサービスは、公衆向けサービスではないが、特定の衛星放送・ケーブルについては、通信事業とは別のサービス類型として規律。</p> | <p>◆伝送路から独立し、公衆受信、番組編成に着目して一元的に定義。 ◆特定加入者向けサービスであっても、公衆向けサービスとなる。</p> | <p>◆伝送路から独立し、公衆受信、テレビジョン番組に着目して一元的に定義。 ◆特定加入者向けサービスであっても、公衆向けサービスとなる。</p> | <p>◆伝送路から独立し、公衆同時受信、番組編成に着目して一元的に定義。 ◆特定加入者向けサービスであっても、公衆向けサービスとなる。</p> | <p>◆伝送路から独立し、公共に資することを目的としたあらゆる画像の放映・配信として一元的に定義。 ◆特定加入者向けサービスであっても、放送に該当する。</p> | <p>◆伝送路から独立し、公衆送信、番組編成に着目して一元的に定義。 ◆特定加入者向けサービスであっても、放送に該当する。</p> |
| <p>法律: 通信法</p> <p>○放送 直接に又は中継局を経由して、公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信。 【通信法3条】</p> <p>ODBS(Direct Broadcast Satellite: 加入衛星放送) サービス事業者が暗号化技術を用いて特定の加入者へ番組配信するものは、は、“broadcast”(放送)でもない、“common carrier”(通信事業者)でもない、「1対多」のsubscriptionサービスである。 【FCC Report and Order】</p> <p>○ケーブルサービス ビデオ番組又はその他の番組サービスの加入者への片方向伝送。又は、当該ビデオ番組若しくはその他の番組サービスを選択若しくは利用するために必要な加入者の相互動作があれば、当該相互動作。 【通信法602条】</p> | <p>指令: 国境なきテレビ指令</p> <p>○テレビジョン放送 テレビ放送とは、暗号化形式であると否とを問わず、一般大衆の受信用にテレビ番組を有線若しくは電波(衛星を含む)で最初に放送すること。…以下略 【国境なきテレビ指令1条a項(電子通信規制パッケージでは、定義なし)】</p> <p>※国境なきテレビ指令は、現在、改正案をEU理事会・欧州議会で検討中(前掲資料IV-3参照)。</p> | <p>法律: 90年放送法</p> <p>○テレビ放送サービス 連合王国内のあらゆる場所における一般的受信を目的とするテレビ番組放送に含まれるサービスを指す。 【90年放送法2条(5)】</p> <p>○テレビ番組放送サービス ①(デジタル方式又はアナログ方式により)放送されることを目的として提供されるテレビジョン番組のサービスから構成されるサービス。 ②公衆が受信可能なように提供されるサービス。 ③一部のサービス(制限的テレビジョン・サービス、マルチプレックス・サービス等)は含まれない。 【03年通信法362条】</p> | <p>法律: 視聴覚通信法</p> <p>○視聴覚通信 公衆に対する提供の方法がいかなるものであれ、公衆向けのラジオあるいはテレビ・サービスを提供する全ての通信と、ラジオとテレビ・サービス以外でデジタル経済における信頼性に関する公衆向けオンライン通信には属さないサービスの、電子的手段による公衆向け通信の全て 公衆全体又は様々なカテゴリーの公衆により同時に受信されることを目的とし、その主たる番組が画像と音声からなる秩序立った連続により構成された、電子的手段による公衆向け通信サービスのすべては、テレビ・サービスとみなされる。 【視聴覚通信法2条】</p> | <p>法律: 放送に関する州際協定(放送は憲法により州の権限)</p> <p>○放送 公衆に向けた、接続線なし又は導線に沿って若しくは導線を介して、電磁気の振動を利用した言葉、音声及び画像における全ての手法による上演の特定された実施及び伝播である。この定義には、暗号化され伝播される上演又は特別の料金に対して受信可能な上演を含める。 【放送州間協定2条】</p> | <p>法律: 放送法</p> <p>○放送 放送番組を企画・編成又は制作し、これを公衆に電気通信設備により送信するものをいう。</p> <p>○テレビジョン放送 停止又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声・音響等からなる放送番組を送信する放送。 【放送法2条1項】</p> |

(参考2)放送番組に関する規律(テレビ放送)①

| | | 米 国 | E U | | | 韓 国 | |
|--------------------|---------------|--|--|---|---|--|--|
| | | | | 英 国 | 仏 国 | 独 国 | |
| 規律の構造 | | ・通信法、FCC規則により規律。 | ・国境なきテレビ指令によりEU域内におけるものを共通的に規律。 | ・通信法の準則のほか、Ofcomの番組基準、事業者への免許の条件等により規律。 | ・法律の準則のほか、CSAと事業者との協約等により規律。 | ・放送州間協定、州法の準則、個別規定等により規律。 | ・放送法令の準則、個別規定のほか、放送委員会の審議規程により規律。 |
| 放送番組に対する具体的規律の主なもの | 公序良俗 青少年保護 | ・Vチップ【法 § 551】 ・下品放送の時間制限(地)【規則 § 73.3999】 ・子ども番組放送義務(地)【規則 § 73.671】 ・猥褻放送禁止【法 § 639等】 | ・未成年者の発展阻害おそれ番組の警告、表示【§ 22】 ・未成年者発展阻害番組が含まれないようにする措置【§ 22】 ・人種、性別、宗教又は国籍による差別助長内容がふくまれないようにする措置【§ 22a】 | ・青少年に適さないおそれ番組の警告、表示【番組基準1.7】 ・青少年に適さない番組の時間制限【基準1.4】 ・学校番組の放送義務(ch4)【法 § 296】 | ・レイティング、青少年に適さない番組の警告【法 § 15、協約等】 ・青少年に適さない番組の時間制限(地上)【協約等】 ・青少年番組放送義務(地上)【協約等】 | ・放送に関する青少年保護【州間協定 § 4】 ・許可されない番組内容【青少年メディア保護に関する州間協定第4条】 ・青少年保護法により番組のレイティングを実施【青少年保護法第18条】 | ・レイティング、青少年保護の放送中表示【法 § 33】 ・報道、教育、娯楽番組の一定比率包含【法 § 69】 |
| | 政治的公平 | ・候補者への同等機会の提供【法 § 315】 | ・なし | ・政治上の論争等に対する事業者の見解除外【法 § 320】 ・政府による特定事項の放送差し控えの求め【法 § 336】 | ・与野党放送時間の適正割合の維持【慣習】 | ・選挙中の政党への適切な放送時間の割当【州間協定 § 42(2)】【州法 § 59(2)】 ※州法はベルリン・ブランデンブルグ州法の例(以下同) | ・放送を含む言論機関に対する、政策・政見討論等の公正な放送・報道義務【公職選挙法 § 8】 ・選挙放送の公正性確保のための選挙放送審議委員会設置【公職選挙法 § 9】 |
| | 事実・真実 | ・やらせの禁止(地)【法 § 508】 ・論争に関して人格的攻撃があった場合の反論機会の提供(地)【規則 § 73.1910】 | ・テレビ番組により被害を被った場合の反論権の確保【§ 23】 | ・報道、時事番組への時間割当(公衆放送)【法 § 279】 | ・報道番組へのプロジャーナリストの起用義務【協約】 | ・報道と解説の区分の明確化【州間協定 § 10】【州法 § 47(2)】 | ・放送番組の編成における事実性の適合留意義務【法 § 69】 |
| | 広告 | ・スポンサーの明示【法 § 317等】 ・タバコ等広告禁止(地)【規則 § 73.4055】 ・子ども番組での広告量制限【規則 § 73.670】 | ・番組と広告の分離【§ 10】 ・タバコ等広告禁止【§ 14】 ・広告量、時間等の制限【§ 11】 | ・番組と広告の分離【基準10.12】 ・タバコ等広告禁止【ASA基準】 ・広告量、時間等の制限【ASA基準】 ・16歳未満子供向け番組での高脂肪食品等のTV広告規制の実施を最終調整中【OFCOM文書】 | ・番組と広告の分離【法 § 43】 ・タバコ等広告禁止【法 § 14】 ・広告量、時間等の制限【協約】 | ・広告の識別【協定 § 7】【州法 § 49】 ・タバコ企業のスポンサー禁止【協定 § 8(4)】【州法 § 50(4)】 ・広告量、時間等の制限【州間協定 § 7等】【州法 § 51等】 | ・放送委員会の事前審議【法 § 32】 ・広告代理店の制限(地上)【法 § 73】 ・広告量、時間等の制限【法 § 73】 |
| | その他 | ・非商業番組へのチャンネル割当(衛、ケ)【法 § 611等】 | ・重要イベントへのアクセス確保【§ 3a】 | ・重要イベントの排他的放送の禁止【法 § 299】 ・政府声明への放送時間提供【法 § 336】 | ・重要イベントの排他的放送の禁止【法 § 20-2】 ・政府声明への放送時間提供(国営放送)【法 § 54】 | ・重要イベントの排他的放送の禁止【州間協定 § 5a】 | ・放送委員会の事後審議【法 § 32】 ・公共チャンネル、宗教チャンネルの設置義務(ケ、衛)【法 § 70】 |

(参考2)放送番組に関する規律(テレビ放送)②

| | 米 国 | EU | 英 国 | 仏 国 | 独 国 | 韓 国 |
|---------------|---|---|---|--|---|---|
| | 地域性関係 | (・地域の番組のリスト等の保存義務(地上)【FCC規則 § 73.3526、§ 73.3527】) | — | ・ch3の番組は十分な時間が地域番組に割り当てられているとOfcomが認める状態とする(ch3)【03法 § 287】 | ・地域サービスの提供義務(ケーブル配信者)【法 § 34-2】 | ・地域チャンネルの確保(ケ)【州間協定 § 25(4)、§ 31】【州法 § 32(2)③】 |
| 外部調達関係 | ・三大ネットワークの独占的影響力の排除のため1972年、「フィンシン・ルール」(三大ネットワークが外部制作会社の制作番組について所有権を確保することを禁止)を導入。(所期の目的を果たしたということで、1995年廃止。) | ・放送時間又は番組予算の10%以上が独立系番組制作者による欧州製作品であること【 § 5】 | ・公衆放送、BBC、これらのデジタルの番組は25%以上が独立制作番組に割り当てられること【03法 § 277、309】【90法 § 16】【03法附則 § 12第1部】【90法 § 186】 ・公衆放送の番組はOfcomが適切な割合と認めるロンドン以外で制作され、異なる制作センターによる【03法 § 286、288】 ・デジタルプログラムサービスの番組の適切な部分が欧州製であり、10%以上が独立制作番組であること【96法 § 19(2)】 | ・独立した番組の制作に関する貢献額の割合は政令又は協約で規定するとし、政令で16%の2/3以上と規定【法 § 27-3、 § 33】 | (<参考> 自社制作比率と外注制作比率は免許の選定の際に考慮する(地、衛)【州法 § 34(2)】) | ・番組のうち大統領令で定める比率以上を外注製作放送番組とし、大統領令で定める一定比率以上を主視聴時間に編成すること【法 § 72】 |
| 自国番組関係 | — | ・番組の過半が欧州製作品であること【 § 4】 | ・番組の過半の欧州製作品の確保【03法 § 336】 | ・映画、作品の6割の欧州製作品、4割の仏製作品の確保【法 § 27】 ・映画、視聴覚作品の放送権獲得のために行う貢献額の割合、独占の期間、長編映画の放送に対する時間帯(最大年間回数、時間帯)は政令又は協約で規定【法 § 27-3、 § 33】 ・仏語の視聴覚作品の放送時間量、その放送権獲得のための売り上げ高の割合、その放送時間帯は協約で規定【法 § 28、33】 | ・欧州製作品の主要時間帯の確保【州間協定 § 6】 | ・一定比率以上の国内作品、映画、アニメ等の確保【法 § 71】 ・一定比率以上の一外国映画等の禁止【法 § 71】 |

(参考2)放送番組に関する規律(テレビ放送)③

| | | 米 国 | 英 国 | 仏 国 | 独 国 | 韓 国 |
|---------|----------------------|---|--|---|--|---|
| 苦情処理、監視 | | (・明示的な規定なし) | <ul style="list-style-type: none"> Ofcomは番組基準についての苦情申立の処理、解決のための手続を確立する義務を負う【03通信法 § 325(2)】 Ofcomにコンテンツ評議会を設置し、Ofcomが決定できる範囲においてその任務を遂行する【03通信法 § 13】(コンテンツ評議会はOfcomの苦情処理手続において、再々上訴の請求を受ける) | <ul style="list-style-type: none"> CSAは、事後的に番組をモニターして遵守状況を監視し、政治的公平性については発言時間をカウント 代表的な職業組織等の団体は、CSAに、放送事業者の義務違反に対して行う催告手続を採ることを要求できる。【法 § 42】 | <ul style="list-style-type: none"> 州メディア庁は放送実施者に対して、情報請求権及び調査権限を有する【州間協定 § 22】【州法 § 26, § 67】 民間放送に関する州メディア庁に対する不服申立権限【州法 § 67】 州メディア庁による法令遵守状況の監視【州法 § 69】 | <ul style="list-style-type: none"> 放送委員会に、放送の公平性、公共性を審議するため審議委員会を設置。【法 § 34】 視聴者不満等を効率的に遂行するため視聴者苦情処理委員会を設置。【法 § 35】 (放送委員会は番組を事後審議(広告は事前審議)する。) |
| 担保措置 | 措置内容 (地上放送を中心に記載) | <ul style="list-style-type: none"> 運用停止命令 免許取消(命令違反) 罰金 ※「放送品位維持法」による罰金の引き上げ | <ul style="list-style-type: none"> 陳謝放送等の命令 免許短縮、免許取消、罰金(命令違反) | <ul style="list-style-type: none"> 規制庁の意見の放送 規制庁の催告 許可短縮、許可取消、罰金(催告違反) | <ul style="list-style-type: none"> 州メディア庁への免許返還、免許取消【州法 § 32】 州メディア庁による免許停止、放送禁止【州法 § 70】 罰金、自由刑【州法 § 71,72】 | <ul style="list-style-type: none"> 是正命令、視聴者への謝罪等命令 業務停止、許可取消(命令違反) 罰金(命令違反) |
| | 最近の例 | <ul style="list-style-type: none"> 2004年、スーパーボールのハーフタイムショーでジャネットジャクソンが胸部を露出した事件に関して、それを放送したCBSの20のテレビ局各局に、刑法及びFCC規則に定めるみだらな行為を行った罪に対して、各局2万7千5百ドル(合計55万ドル)の罰金を科すとした。 2004年、Fox系列各局が性的内容を含む番組を午後10時より前に放送したことに対し、7,000ドルの罰金。 2006年3月、過去に放送された番組のうち視聴者から苦情のあったものについて審査した結果として、わいせつ放送に罰金刑を科す一連のオーダーを発出した。 | <ul style="list-style-type: none"> 2001年、ch4が小児性愛を扱ったパロディ番組につき謝罪放送の命令。 2004年、ch4が特定の商品強調するような放送を行ったことに対し5,000ポンドの罰金。 2005年、ブルームバーグテレビが選挙期間中に不公平な報道を行ったことに対し、Ofcomの声明を放送するよう指示。 2007年、ITVのクイズショーの問題が「公正さ」を欠くとしてOFCOMが「放送コード2.11」に抵触すると判断、再発防止を要請(罰金なし)。 | <ul style="list-style-type: none"> 1994年、TF1、F2、F3が政治的公平を欠いたため多元性確保の督促をしたが、従わなかったため、制裁措置をとろうとしたところは正された。 2003年、レイティングの格付けが不適切である等として、F2、Absat、multivisionが催告。 2004年、CSAは民族的憎悪をかき立てると考えられる番組を流し続けたアル・ナマールについて、協定を破棄し、放送停止の措置を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> 2005年、MBCの番組「音楽キャンプ」の生放送中、出演バンドが性器を露出したことについて、放送委員会が、視聴者に対する謝罪、番組の中止(当該放送分)、関係者の懲戒を議決した。 | |

※ 記載しているものは、準則的な規定以外ではない具体的な規律の主なもの。

(参考3)地上テレビ放送の「マスト・キャリア」制度

| | 米 国 | E U | 英 国 | 仏 国 | 独 国 | 韓 国 |
|------|---|--|--|--|---|--|
| ケーブル | <ul style="list-style-type: none"> ・区域内:一定基準での送信義務。【法614・615条】 ・区域外:重大視聴局の送信権利。【法 § 338】 | <ul style="list-style-type: none"> ・加盟国は、管轄内の事業者に合理的なマストキャリアを課すことができる。【ユニバーサルサービス指令 § 31】 | <ul style="list-style-type: none"> ・Ofcomがケーブル及び衛星の電子通信ネットワーク事業者に、デジタルの公衆サービス放送の再送信を義務付ける権限あり【03年法 § 64】 ・Ofcomが公衆サービス放送事業者に対しデジタル放送を含むチャンネルをケーブル及び衛星の電子通信ネットワーク事業者に提供を義務付ける権限あり【03年法 § 272・273】 | <ul style="list-style-type: none"> ・CSAによる電波割当のないネットワークのサービス配信者は、公共放送及びTV5のアナログ及びデジタル放送を無料で利用できるようにしなければならない。【法 § 34-2】 ・無料の地上放送の編集者から衛星、ケーブルの配信者に再送信の要求がされたときは、妥当で非差別的条件でその要求に応じなければならない。【法 § 34-4】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブル設備運営者は公共放送のための伝送容量を確保しなければならない【州間協定52条】 ・ケーブルチャンネルの割当において、地元で一般的な放送の送信義務【州法 § 41】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブル事業者及び衛星放送事業者は、放送区域内にある韓国放送公社、韓国教育委員放送公社の放送を同時に再送信しなければならない。【法 § 78】 |
| 衛星 | <ul style="list-style-type: none"> ・区域内:送信権利。送信する場合は区域内全てのテレビ局を送信する義務。【法338条】 ・区域外:重大視聴局、当該放送区域で視聴困難な10州以上をカバーする2つまでのネットワーク、地上デジタル未実施地域で他の放送区域の地上デジタルについて送信権利。【法 § 340】 | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・なし | |